

369.8

M073



\* 0039322000 \*

0039322-000

369.8-M073ウ

思想犯保護観察法解説

森山武市郎・著

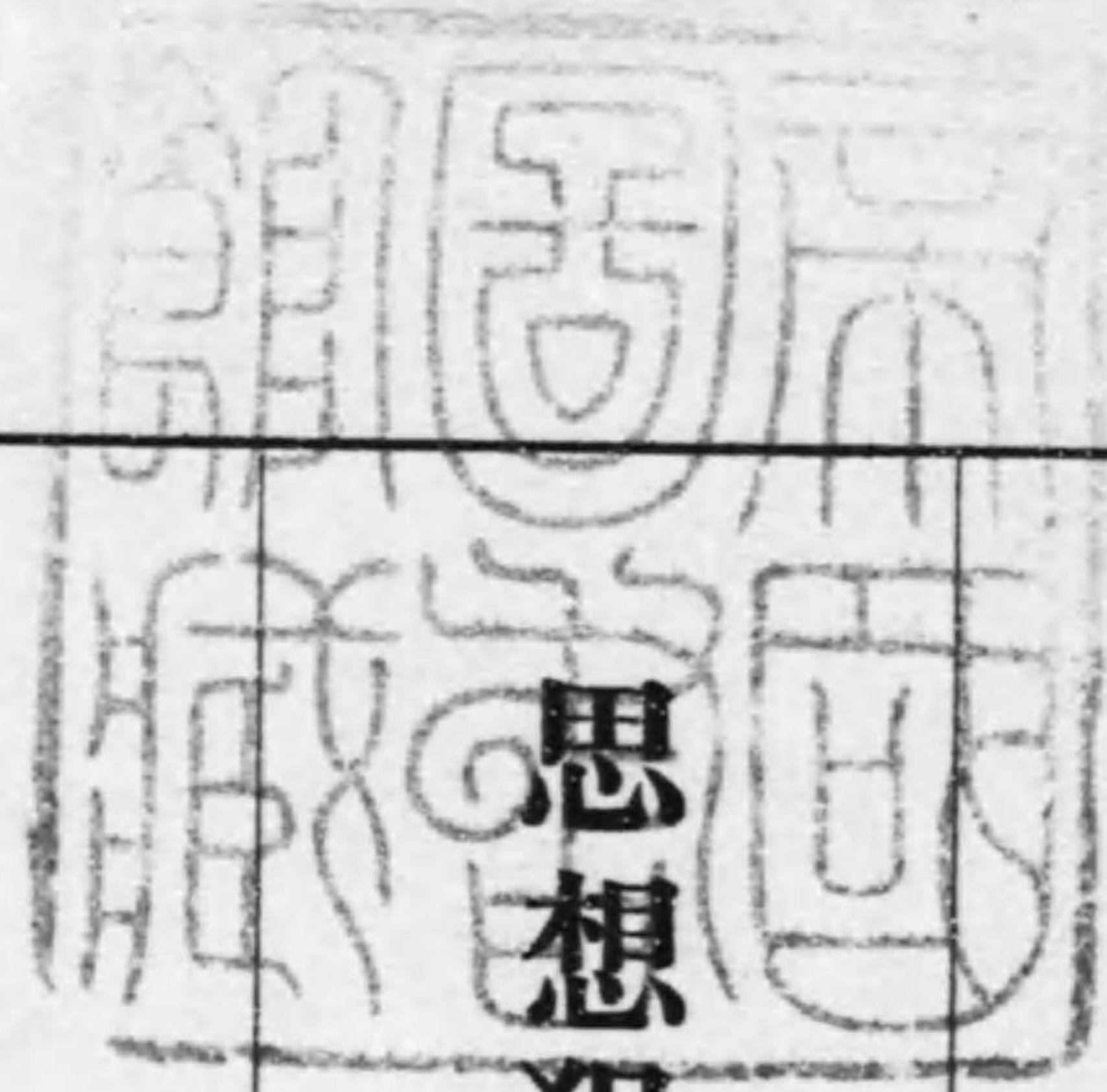
松華堂

昭和18

AGI

200

369.8  
Mo 73



司法省保護局長  
森山武市郎著

思想犯保護觀察法解說

東京 松華堂發行



はしがき

思想犯保護觀察制度は、支那事變勃發の直前、昭和十一年の末から實施されたのであるが、爾來、社會情勢の推移に對應し、特に總力戰體制の強化の要請に即應しつゝ、思想の安定並に治安の確保の爲に、よく重要な機能を發揮して今日に及んで居る。

此の制度は、一旦國家に背いた思想犯人を、皇國臣民の本然に歸らしむる目的の下に、之に對して保護指導を加へることを内容とするものであるから、思想犯罪に對する刑事政策的制度としては、寔に特殊の性格を有するものである。然るに、此の特殊性を以て貫くところにこそ、實は此の制度の眞に日本的なる性格が存するのであり、此

の制度がよく所期の目的を達成し得て居る所以も、亦其處に存するのである。

曾て思想犯罪が熱病のごとく猖獗した時代にあつては、之に對して嚴格なる査察と彈壓の政策を必要とし、其處に刑政諸機關の激しい鬭争が見られたのであるが、滿洲事變を契機として、國民意識の一般的昂揚に伴ひ、思想犯人の中にも、日本精神の自覺に基く轉向の現象を生じたことは、思想對策に一の轉機を與へたものであつた。思想犯人の日本的自覺の事實は、日本に於ける思想犯の特殊性を示すのみでなく、其の由つて來るところを溯つて探れば、實に世界に比なき我が國體に淵源するものであることが知られるのである。従つて斯かる事實を前にして對策を考へるならば、諸外國のそれとは異

るところの眞に日本的なる對策が、必要であり又可能であることを認めなければならぬ。思想犯保護觀察制度が、思想犯人を同胞として包容し、之を皇國臣民として更生せしむるといふ國家の悲願と共に、出發したのは、正に此の故であつた。

爾來六年有半、時局は支那事變から大東亞戦争へと進展し、社會狀勢は緊迫の中に激しい變動を爲したのであるが、幸ひにも、此の制度の目的の正しさは、其の中に於て實證されたのである。此の制度は、多數の思想事犯前歴者に對して、國家への愛と報恩の自覺を喚び覺ましつゝ、之を正しい方向に誘導し、確保することが出來たのである。此の制度が國家總力戰の體制の確保と強化との爲に果して來たところの役割は、地味ではあるが大なるものがあつたことを認めなけ

ればならない。斯くして今や此の制度は、深い使命感と堅い信念の下に、大東亞戦争の指導精神に即應する新しい運営の態勢を整へつあるのである。

本書は、此の思想犯保護観察制度の骨格を爲す思想犯保護観察法について、其の精神と内容の大略を述べたものである。なほ粗枝大葉の憾を免れないが、制度の現状を知る上に一の資料ともならば幸甚これに過ぐるものはない。

昭和十八年五月

著者

### 思想犯保護観察法解説目次

#### 緒論

- 第一章 保護観察制度の概念 ..... 一
- 第二章 保護観察制度の立法史 ..... 三
- 第三章 思想犯保護観察法の生成 ..... 六
  - 第一節 思想犯對策の發生原因 ..... 六
  - 第二節 思想犯對策の立法史 ..... 八
    - 一 序説 ..... 八
    - 二 威嚇彈壓強化の立法 ..... 九
      - (一) 梗概(九) — (二) 過激社會運動取締法案(九) — (三) 治安維持ノ爲ニスル罰則ニ關ス

目次

一

九件(一〇)——(四) 治安維持法(一一)——(四) 治安維持法改正案(三)——(六) 治安維持法改正勅令(三)

三 保護指導攝取の立法……………一四

- (一) 梗概(二四)——(三) 治安維持法中改正法律案(一五)——(三) 治安維持法中改正法律案(一七)——(四) 思想犯保護観察法の成立(二〇)——(五) 治安維持法の改正と豫防拘禁制度の實施(一七)

第三節 思想犯保護観察法の制定……………三

第一 概説……………三

第二 最近における思想犯罪の推移とその原因……………三

一 概観……………三

二 共産主義運動の落潮の諸原因……………三五

- (一) 内部的原因(二五)……………コミンタールの破産的現象……………日本共産黨の實踐的誤謬……………共産黨主腦部の轉向……………黨内に於ける派閥鬭争——(二) 外部的原因(二六)……………日本精神の昂揚……………社會的經濟的事情……………間斷なき左翼檢舉の成功——(三) 其の後に於ける思

想情勢の推移(三)

第三 本法制定の理由……………三四

一 一般……………三四

二 一般保護観察制度樹立の必要……………三四

三 思想犯保護観察制度樹立の必要……………三六

本論……………三九

第一章 思想犯保護観察……………三九

第一節 保護観察の對象……………三九

一 總説……………四〇

二 保護觀察に付し得べき場合の要件……………四〇

- (一) 本人は治安維持法の罪を犯したる者なること(四〇)——(二) 治安維持法の罪を犯したる者にして一定の處分を受けたること(四二)——(三) 本人を保護觀察に付するの必要あること(四四)

三 保護觀察の要否決定の基準……………四六

(一) 總説(四六)——(二) 保護觀察の要否決定の基準(四八)

第二節 思想犯保護觀察の目的……………五四

第一 序説……………五四

一 保護觀察なる用語……………五四

二 保護觀察と警察監視……………五五

第二 思想の完成……………五六

一 思想變化の態様……………五七

(一) 法律的に見たる轉向の意義 非轉向・準轉向及轉向(五七)——(二) 轉向の動機(五八)

——(三) 轉向なる觀念の進化性(五九)——(四) 沿革より見たる轉向の本質(六三)

二 思想轉向の發展過程……………六四

(一) 第一段階(六四)——(二) 第二段階(六五)——(三) 第三段階(六六)——(四) 第四段階(六六)

(五) 第五段階(六七)——(六) 第六段階(六七)——(七) 思想完成の過程と保護觀察の對象性

(六)

三 轉向の促進又は確保の方法……………六九

(一) 一般的指針(六九)——(二) 具體的方法(七〇)

四 生活確立の方法……………七五

第三節 保護觀察の態容……………七九

一 一般……………七九

二 主たる處分……………七九

(一) 本人を保護觀察所の保護司の觀察に付すること(七九)——(二) 本人を保護司に引渡す

こと(七九)——(三) 本人を保護團體・寺院・教會・病院その他適當なる者に委託すること(八一)

三 附加處分……………八六

四 保護觀察の重疊的併科、取消又は變更……………八九

(一) 保護觀察處分の重疊的併科(八九)——(二) 保護觀察處分の取消(九〇)——(三) 保護觀察

處分の變更(九三)——(四) 保護觀察處分の執行變更(九三)



第四節 保護観察期間 ..... 九三

一 原則的期間 ..... 九三

二 随時取消の認容 ..... 九五

三 期間更新の認容 ..... 九五

四 保護観察期間の弾力性 ..... 九六

第二章 保護観察の機關 ..... 九七

第一節 保護観察所 ..... 九七

一 保護観察所の性質 ..... 九七

(一) 保護観察所は裁判所ではありませんね(九七)——(二) 保護観察所は純然たる行政官廳でもありませんね(九八)——(三) 保護観察所は廣義の司法官廳であります(九八)

二 保護観察所の構成 ..... 一〇〇

三 保護観察所の監督 ..... 一〇〇

四 保護観察所の職員 ..... 一〇一

(一) 所長及び輔導官(一〇三) ..... 所長 ..... 輔導官 ..... 輔導官の任用資格——(二) 保護司(一〇三) ..... 種類 ..... 保護司の職務——(三) 書記(一〇三)

五 保護観察所保護司執務規範 ..... 一〇三

(一) 保護観察所保護司執務規範制定の必要(一〇三)——(二) 保護司執務上の一般規準(一一一)——(三) 調査上の心得(一一四)——(四) 観察上の心得(一一五)

第二節 保護観察審査會 ..... 一一六

一 保護観察審査會設置の根據 ..... 一一六

二 保護観察審査會の組織 ..... 一一八

三 保護観察審査會の權限 ..... 一二九

四 保護観察審査會の會議 ..... 一三一

五 その他 ..... 一三一

第三章 保護観察に關する手續 ..... 一三三

第一節 保護觀察に付する手續 ..... 一三三

第一 保護觀察所の事件の受理

一 一般 ..... 一三三

二 關係官廳より通知を受けた場合 ..... 一三三

- (一) 通知すべき場合(二三〇)——(二) 關係官廳(二三〇)——(三) 通知すべき時期(二三五)——
- (四) 全部通知の原則(二三〇)——(五) 通知事項の内容(二三七)——(六) 通知を受くべき保護觀察所(二三九)

三 保護觀察所において事由を認知した場合(認知に依る受理) ..... 一三九

四 他の保護觀察所より處分未済事件の移送があつた場合(移送に依る受理) ..... 一三三

五 事件を再起したる場合(再起に依る受理) ..... 一三三

第二 事件の調査

一 一般 ..... 一三三

二 必要事項の調査 ..... 一三四

- (一) 調査事項の範圍(一三四) ..... 經歷 ..... 境遇 ..... 性行 ..... 心身の狀況 ..... 思想の推移

.....その他必要な事項——(二) 調査(一三三) ..... 調査の任に當る者 ..... 保護者・保護團體に依る調査 ..... 参考人に依る調査——(三) 調査方法(一三三) ..... 本人同行 ..... 公務所又は公務員に對する調査の補助要求——(四) 調査の結果(一三四) ..... 一般 ..... 保護觀察に付すべきものに非ずと思料したる場合 ..... 保護觀察に付すべきものと思料したる場合 ..... 合 ..... 他の保護觀察所に移送すべきものと思料したる場合

第三 假處分

一 假處分の意義 ..... 一四七

二 假處分を爲し得る場合 ..... 一四七

三 假處分を爲し得る時期 ..... 一四九

四 假處分として爲し得る事項 ..... 一五〇

五 假處分の取消・變更 ..... 一五一

六 假處分の通知 ..... 一五二

第四 保護觀察審査會に於ける審議

目次

九

..... 一五三

一 審議の基準となる法令 ..... 一五三

二 保護観察審査會の構成 ..... 一五三

三 保護観察審査會開催の場所 ..... 一五三

四 保護観察審査會の審議の特質 ..... 一五四

(一) 審議は嚴格なる意義における裁判を爲すものではありません(一五四) — (二) 保護  
 観察審査會の審議の資料は主として保護観察所の蒐集したものを基準と致します(一五四)

— (三) 保護観察審査會の審議は非公開のものであります(一五六) — (四) 保護観察審  
 査會の決議に對して不服申立の手段を認めませぬ(一五六) — (五) 保護観察審査會の議  
 決(一五七)..... 議決の種類..... 議決の拘束力..... 議決の形式及び通知

第五 保護観察處分の内容決定

一 一般 ..... 一五九

二 第三條の規定に依る處分(主たる處分) ..... 一六〇

三 第四條の規定に依る處分(附加處分) ..... 一六〇

四 保護観察處分を爲すの時期 ..... 一六三

五 保護観察處分の内容の通知 ..... 一六三

第六 保護観察を繼續する場合と準用法條

第二節 保護観察處分の執行 ..... 一六四

一 一般 ..... 一六四

二 本人に對する説示 ..... 一六五

三 保護司の觀察に付す旨の處分を爲したる場合 ..... 一六五

四 保護者に引渡す旨の處分を爲したる場合 ..... 一六六

五 保護團體・寺院・教會・病院その他適當なる者に委託する旨の處分を爲し  
 たる場合 ..... 一六七

六 假出獄思想犯人に對する保護観察處分の執行 ..... 一六七

第三節 保護観察處分の執行に對する監督

一 一般 ..... 一六九

- 二 保護者又は受託者の成績報告 ..... 一七〇
  - (一) 報告提出義務者(一七〇)——(二) 成績報告の度数及び内容(一七〇)——(三) 成績報告の影  
響(一七一)
  - 三 成績視察及び指示 ..... 一七一
  - 四 保護司の成績報告 ..... 一七三
    - (一) 報告事項(一七三)——(二) 報告の時期及び度数(一七三)
  - 五 保護司の重要事項の報告 ..... 一七三
  - 六 委託費の補給及び徴収 ..... 一七四
    - (一) 委託費の補給(一七四)——(二) 委託費の徴収(一七五)
- 第四章 本法の適用に關する若干の規定 ..... 一七九
  - 一 思想犯少年に對する適用 ..... 一七九
  - 二 陸・海軍の軍人・軍屬に對する適用の排除 ..... 一八〇
  - 三 本法の溯及效 ..... 一八一

第五章 本法の刑政的意義

- 第一 釋放者保護事業の制度化 ..... 一八三
  - 一 刑事政策に於ける四位一體の思想 ..... 一八三
  - 二 思想犯保護觀察の制度化 ..... 一八三
  - 三 本法に現はれた保護の進化形態 ..... 一八四
  - 四 一般保護觀察法の先驅的役割 ..... 一八五
- 第二 一般の刑事處分等に及ぼす影響 ..... 一八七
- 第三 警察視察との關係 ..... 一八八
  - 一 一般 ..... 一八八
  - 二 思想犯釋放者と警察視察の限界 ..... 一八九
  - 三 思想犯保護觀察制度における警察の協働 ..... 一九一
- 第六章 思想犯保護觀察制度の使命と國家總動員 ..... 一九四

一 思想犯保護観察制度の使命……………一九〇

二 思想犯保護観察制度と國家總動員……………一九六

關係法令・通牒……………一

一 思想犯保護観察法……………一

二 思想犯保護観察法施行令……………三

三 思想犯保護観察關係法令・通牒……………八

關係文獻（「昭徳會報」及「昭徳」ニ掲載セラレタルモノ）……………一

# 思想犯保護観察法解説

緒論

## 第一章 保護観察制度の概念

第十九世紀の後半にいたりまして、從來の刑罰が犯罪の豫防及び鎮壓の對策としての價值が低下しましたとき、刑罰の目的を充足するために、謂ゆる刑罰個別化が提唱せられ、これまでの刑罰組織に二つの補強勞作が加へられました。その一は、刑罰の内容を犯人の性格に適應せしめようとするものでありますが、これは刑罰目的論者の主張する特別豫防主義の要請でありまして、狹義の刑罰個別化と稱することが出来るのであります。他の一は、これまでの刑事制裁を擴充いたしまして、刑罰の外に謂ゆる

保安處分の定立を見たことではありますが、これは應報刑論の救済として特に制度的意義を有するのであります。ただし、保安處分は専ら犯人の性格に對應しまして犯罪の鎮壓を全ふせんことを目的とするものでありますから、その根本においては應報の目的觀念を缺くものであり、その内容においては、謂ゆる改善處分と狹義の保安處分とを包括して居ります。前者は、個人の危険性を教化しまして社會的生活に適合せしめんとするものであり、後者は、社會的危険性を矯正することが不能なるか然らずとするも至難なる者の爲めにするものであります。されば現在の刑事制裁の段階におきましては、刑罰が既然の犯罪的危険性を對象として科せられ、従つて、一般豫防を一次的目的となすに反しまして、保安處分は未然の人格的危険性を原因として科せられ、従つて、特別豫防を一次的目的となすものとして理解することが出来るのであります。而して保護觀察は保安處分の謂ゆる改善處分の一型態としての定位を有するものでありまして、現時の立法勞作におきましては、その制度的價值を認めて、これを法

制化する傾向にあります。殊に、一九二七年の獨逸行刑法草案(第三一五條)は、その趣旨を表示するに「保護觀察ハ之ニ付セラレタル者カ新ナル犯罪行爲ヲ爲スノ危険ニ陥ルコトヲ防止シ之ヲシテ適法ニシテ秩序アル生活ニ馴致セシメ且其ノ經濟的生活ヲ容易ナラシムルニ存スルモノトス」として居ります。畢竟するに、保護觀察の目的は、犯人の社會復歸の保護指導に重點を置きつつ、社會の保安を維持せんとするものに外ならぬのであります。

## 第二章 保護觀察制度の立法史

保護觀察制度は、短期自由刑の執行に伴ふ弊害の除去を目的とする刑の宣告猶豫制度と其の起源を同じうするものであります。その對象においては少年犯より成年犯へ擴張されて來たのであります。

少年に對して先づ採用された保護觀察の制度が、後に成年者に擴張されるといふ傾向は、諸外國に於ても同様でありますが、わが國に於ても見られるのであります。すなはち、わが國に於きましては、先づ大正十一年に制定された少年法に於て、此の制度が認められて居ります。同法に謂ゆる保護處分の制度がそれでありまして、その保護處分は、「**刑罰法令ニ觸ルル行爲ヲ爲シ又ハ刑罰法令ニ觸ルル行爲ヲ爲ス虞アル少年**」に對して加へ得ることとなつて居り、其の種類は、「一、訓誡ヲ加フルコト」、「二、**學校長ノ訓誡ニ委スルコト**」、「三、**書面ヲ以テ改心ノ誓約ヲ爲サシムルコト**」、「四、**條件ヲ附シテ保護者ニ引渡スコト**」、「五、**寺院、教會、保護團體又ハ適當ナル者ニ委託スルコト**」、「六、**少年保護司ノ觀察ニ付スルコト**」、「七、**感化院ニ送致スルコト**」、「八、**矯正院ニ送致スルコト**」、「九、**病院ニ送致又ハ委託スルコト**」の九種に分れ、此の九種の處分を適宜併せて爲し得るのであります(第四條)。此の少年法に定むる保護處分は、その性質上、先に述べました廣義の保安處分の中、特に改善處分たるの實質

を有するものでありまして、茲に謂ゆる保護觀察の制度と同様の意義を有するのでありますから、わが國に於ては、保護觀察制度は、少年法に於ける保護處分制度の確立を以て、先づ少年に對して認められたものと謂はなければなりません。

次いで、昭和八年に少年教護法が制定されたのでありますが、本法は、原則として**十四歳未満**(第一條)、例外として**十八歳未満**(附則第三項)の少年に對して、教護處分の一類型として「**少年教護委員ノ觀察**」(第八條)を規定して居ります。これ亦少年に對する保護觀察制度の一の型態であります。

このやうに先づ少年對策として確立されました保護觀察制度は、昭和七年の刑法改正草案に於て、成年に對する擴張を考慮されるに至りました。即ち同草案は、其の總則第十六章を保護觀察(第一四四條乃至第一四八條)とし、懲役又は禁錮の刑に該る罪に付刑の執行猶豫を言渡す場合(第八條)又は假釋放を爲す場合(第一〇條)においては、裁判所は必要に應じて保護觀察の言渡を爲すべきものと規定して居ります。同草案は、未だ立法化され

るに至らないのでありますが、其の趣旨は第六十五回及び第六十七回帝國議會に提出された治安維持法中改正法律案に於て採用され、その第四章「保護觀察」(第二二條乃至第二五條)の規定として現れたのであります。第六十九回帝國議會を通過致しました思想犯保護觀察法は、右の改正法律案中の保護觀察制度の構想に検討を加へ、その内容その他につき根本的な改正を加へて、單行法として制定されたものでありまして、まさに保安處分の理論と制度とを成年犯に對して實現するの先驅的役割を爲したものであり、刑政文化的意義において、極めて重要な定位を獲得したものであります。

### 第三章 思想犯保護觀察法の生成

#### 第一節 思想犯對策の發生原因

思想犯對策が刑事政策上重要な地位を占むるに至りましたのは、實に世界大戰以後

であります。すなはち、世界大戰以後、各國の政治上、經濟上に起りました急激な變動は社會思想を混亂に陥いらせましたが、この混亂は、既に前世紀において蒔かれた謂ゆる過激思想の種子の温床となり、これを異常なる發育に導きまして、その爛熟化は、國家組織、社會的經濟組織の根本的崩壊への道を形成したのでありまして、爰に思想犯對策の重要性が認められるに至つたのであります。

わが國におきましては、明治中葉以來、封建的な傳統的思想は泰西から移入された新興思想との間に摩擦を生じました。この新興思想の激化傾向は、明治四十三年幸徳一派に對する嚴罰によつて一時衰退の經過を辿つたのであります。然るに世界大戰に際しわが産業界が著しく躍進を加ふるに連れまして、労働者の地位は資本家と對立しつつ向上し、聽て労働運動が社會化したのであります。このことは大戰後の經濟不況の波に揉まるる勞資鬭争としての労働争議の緣由となつたのであります。加ふるに、この期の労働運動は、サンヂカリズムの影響をも受けまして、詭激なる分子を加へ、



勞働爭議に際しては、暴行、傷害、騷擾、公務執行妨害等の犯罪やら、出版に關する犯罪を簇出せしめたのみならず、大正九年頃からは、ロシアや獨逸の革命を誘導した詭激思想を移入せんとする實際運動が行はるるに至りましたので、政府當局の態度も俄然硬化し、無政府主義・共產主義等の詭激思想を防遏する對策を講ずるようになり、かくて、わが國における思想犯對策の立法が活潑となつて來たのであります。

## 第二節 思想犯對策の立法史

### 一 序説

思想犯保護觀察法の生成を正しく認識する爲めには、これと姉妹立法の關係にある治安維持法の生成過程を顧みねばなりません。わが國における思想犯對策を論ずるには、實に治安維持法と思想犯保護觀察法の兩者に對する綜合認識を前提とするのであります。

もとより、わが國最近の思想犯對策の立法史は、その發端を大正十一年二月十八

日政府が貴族院に提出しました過激社會運動取締法案に溯るのであります。これをその立法上の思想的背景、從つて所與の立法的内容から見ますと、威嚇彈壓強化の立法と保護指導攝取の立法との二個の段階的發展を形成するものと爲すことが出来るのであります。以下これについて簡單なる説明を致しませう。

### 二 威嚇彈壓強化の立法

#### (一) 梗概

この段階に於ける立法は、(1)過激社會運動取締法案、(2)治安維持ノ爲ニスル罰則ニ關スル件、(3)治安維持法、(4)治安維持法改正案、(5)治安維持法改正勅令の段階に分類することを得ます。

#### (二) 過激社會運動取締法案

大正八九年この方、わが國の社會主義運動は露國過激派との間に連絡を生じ、さらに大正十年五月わが國の共產主義者が上海に渡航し、遂に資金を得て内地に歸還

し、過激運動を開始する準備を整へたのでありますが、當時これに對處すべき取締法規がなかつたので、共產主義者をして右資金に依る過激なる運動を誘致するに至りましたので、政府は、大正十年八月以來審議を重ね、この法案を同十一年二月十八日貴族院に提出致しました。而してこの法案は、刑罰の峻嚴なるに拘はらず内容の廣汎にして漠然たる點につき輿論の批難を浴び、貴族院においては修正の上これを可決しましたが、衆議院において審議未了となつたのであります。

### (三) 治安維持ノ爲ニスル罰則ニ關スル件

右に述べました如く、過激社會運動取締法案は不成立となりましたが、その後共產主義運動はいよゝゝ尖鋭化して参り、これに對して刑法、治安警察法、新聞紙法、出版法等の無力なることが痛感されました折柄、大正十二年九月一日關東大震災が勃發しましたので、政府は、この震災に伴ふ犯罪の煽動、治安を害する事項の流布、流言浮説を取締るの急務を認め、同年九月七日緊急勅令を以て、「治安維持ノ爲ニス

ル罰則ニ關スル件」を公布の上即日施行致しました。この勅令は、同年十二月召集されました第四十七回帝國議會に提出し議會の承諾を得たのであります。

### (四) 治安維持法

しかるに、わが國における共產主義運動は、大正末期に及んでますます深刻尖鋭化され、内には大規模の祕密結社を組織し、他面外國の同志と通謀し、又は海外より資金を獲得して組織の擴充を謀る形勢が露骨となり、日露の國交回復はその趨勢に拍車をかけて参りましたので、共產主義運動に依るわが國の治安紊亂の將來性は愈危惧せらるるに至りました。そこで大正十四年二月十八日内閣總理、内務、司法三大臣の連署を以て治安維持法案を衆議院に提出し、衆議院においては若干の修正を加へたる上これを可決しましたので、四月二十二日公布され、五月十二日から實施されたのであります。

この治安維持法は、過激社會運動取締法案と趣を異にしまして、この段階におけ

る社會的脅威の對象は、宣傳狂暴なる行動ではなく、その本據である結社自體であるとなし、思想犯對策の重點を國家社會の存立と相容れざる目的を有する結社の組織及びこれが加入の嚴罰に置いたのであります。

#### (五) 治安維持法改正案

しかるに、右の治安維持法が如何に無力であるかといふことが痛感されるに至りました。すなはち、大正十五年一月十五日の京都學生事件の檢舉、昭和三年三月十五日の共產黨事件——謂ゆる三・一五事件の檢舉に直面するに及んで、政府は急遽その對策に没頭し、昭和三年四月二十七日第五十五回の帝國議會に治安維持法改正案を提出致しました。この改正案の要點は、まづ第一に國體變革を目的とする結社と私有財産制度否認を目的とする結社とを區別したこと、第二には治安維持法があらゆる結社に一律に十年以下の刑罰を以て臨むに反し、改正案は國體變革を目的とする結社については死刑を以て臨むことあるを規定し、この種の結社に對しては秋

霜烈日の態度を示したことであります。然るにこの改正案は、議會において議論沸騰して終に審議未了に終つたのであります。

#### (六) 治安維持法改正勅令

政府は右治安維持法改正案が不成立と爲りましたので非常に困惑したのであります。三・一五事件の檢舉による共產黨運動の脅威は著しき社會不安を惹起しました。しかも右の檢舉に洩れた殘黨の將來の活動やコミンテルンの暗躍を考慮するに及んで、黙止すべきに非ずとなし、議會終了後間もなく、右の改正案と同一の内容を有する緊急勅令案を編成致しました。この勅令案については樞密院においても贊否の議論が沸騰致しましたが、同院は嚴重なる警告的決議を付して可決しましたので、同案は昭和三年六月二十九日勅令第百二十九號として公布されました。而して本令は第五十六回帝國議會の承諾を得て將來に向つても法律と同一の效力を保有することになつたのであります。

なほ右の帝國議會において、治安維持法の罪に付ては陪審の評議に付せずとする改正法律案が議決されましたことは、思想犯對策の立法史上注目すべき點であります。

### 三 保護指導攝取の立法

#### (一) 梗概

思想犯對策の立法として、過激社會運動取締法案より治安維持法改正勅令にいたるまでの過程は、思想犯に對する威嚇彈壓的時代といひ得るのであります。しかしながら、その後における思想犯の情勢は寧ろ保護指導の思想を嚮導原理として展開して行つたのであります。威嚇彈壓時代の立法は、受難の連続と申しても差支ない程でありましたが、保護指導時代に移りました後も、依然として立法受難は去らず、觀察の如何によりましては、従前に倍加したと申しても過言ではありませぬ。以下その経過を略述致しませう。

#### (二) 治安維持法中改正法律案(第六十五回帝國議會政府提案)

政府は、叙上の改正勅令を實施し銳意檢舉を續行したのでありますが、共產主義運動の勢は衰へず、結社の再建運動は執拗に行はれました。しかも注目すべき現象は、社會の中堅たるべき學生層の思想事件に連坐する數が激増して參つた事であります。これは主として共產黨の外廓團體に對する取締に多大の缺陷があることに基因したのでありますが、更に思想犯の特質に鑑みましてこれに對する檢舉手續を改正するの必要があり、又思想犯人に對する行刑その他刑事處分後における措置を合理化することが緊要である、といふことになりまして、茲に治安維持法中改正法律案が昭和九年二月一日政府より第六十五回帝國議會に提出されたのであります。

本案の内容はかなり整備したものであります。その要點とも見るべきものは

- (イ) 國體變革と私有財産制度否認との處罰法條を別異としたこと
- (ロ) 謂ゆる外廓團體の處罰に關する規定を設けたこと

(ハ) 思想犯に對する刑事手續に特則を設けたこと

(ニ) 刑の執行猶豫の言渡を受け又は起訴猶豫の處分を受けた者に對する保護觀察  
竝に國體變革罪に依る受刑者に對する豫防拘禁に關する規定を設けたこと  
でありまして、殊に(ニ)の點は思想犯對策の上に保護指導主義を移入したものと  
刑政上重要な意義を有するものであります。

衆議院は修正の後この法律案を可決しました。併しながら、當時における謂ゆる  
非常時の思想は社會の各層に瀰漫し、これを温床として組織化された右翼團體の矯  
激なるものは、「テロ」行爲を以て、朝憲を紊亂し又は私有財産制度を否認せんとす  
る思想的傾向を示し、遂に血盟團事件又は五・一五事件の禍根を爲したのでありま  
す。従つて衆議院においては「現時ノ世相ニ鑑ミ政府ハ宜シク朝憲ヲ紊亂セントス  
ル暴力行爲ヲ嚴重ニ取締リ且之ニ關スル適當ノ制裁法規ヲ立案シテ速ニ帝國議會ニ  
提出スヘシ」との附帶決議を爲したのであります。

然るに、この修正案が貴族院に回付せらるるや、委員會において豫防拘禁制度に  
つき質問集中せられ、これに關する議論沸騰し、終に委員會はこの條項を削除し、  
なほさらに若干の修正を加へましたが、この修正案は、結局兩院の協議會の審議を  
終らずして不成立に歸したのであります。

(三) 治安維持法中改正法律案(第六十七回帝國議會政府提案)

政府は、叙上改正案の不成立を以て思想犯防遏上禍根を残すものとなし、第六十  
七回帝國議會に再び治安維持法中改正法律案を提出致しました。而してこの改正案  
においては、第六十五回帝國議會の審議の經過を參酌しまして豫防拘禁の制度を削  
除すると同時に、保護觀察制度においてはその對象を擴大し、刑の執行猶豫の言渡  
を受けたる者、及び起訴猶豫の處分を受けたる者のほか、假出獄者及び滿期釋放者  
をも加へたのであります。尙ほ政府は、この改正案を提出すると同時に、前議會に  
おける衆議院の附帶決議の趣旨を酌みまして、右翼不法運動取締對策として不法團

體等處罰に關する法律案を同議會に提出しましたことは思想犯立法史上注目すべき點であります。

本案は昭和十年三月衆議院に提出されましたが、委員會において同法第三條の國體變革の解釋に付き、當時の社會論議の的となつて居ました天皇機關説がこれに關聯するに及んで、遂に審議停頓し、法案は不成立に歸したのであります。

#### (四) 思想犯保護觀察法の成立

かくて愈々思想犯保護觀察法案が第六十九回帝國議會に提出せらるることになりました。すなはち、政府は、一面その後の思想犯の情勢に鑑み、他面司法保護事業制度化の要望を酌みまして、在來の行がかりを一切捨てまして、全然新なる基礎の下に立案したのが、この思想犯保護觀察法案であります。従つて、この法案は單に從來の治安維持法中改正法律案のなかの保護觀察に關する規定を抽出して單行法化したものではないのであります。この法案は幸にして何等の修正をも受けずして兩

院を通過したのであります。

#### (五) 治安維持法の改正と豫防拘禁制度の實施

然るに其の後客觀的諸情勢の變化に伴ひ共產主義運動は所謂人民戰線戰術の採用等に依つて運動形態も極めて複雑化して參りました上に、共產主義運動以外に無政府主義運動、民族獨立運動又は類似宗教運動等各種の詭激思想運動の擡頭を見るに至りました爲め、共產主義運動就中日本共產黨を主たる對象として立法せられまじたる舊來の治安維持法を以てしては檢舉取締りの上に幾多の不備缺陷を生ずるに至りましたので、遂に政府は第七十六回帝國議會に治安維持法改正法律案を提出して其の協賛を経、昭和十六年三月十日之を公布、同年五月十五日之が施行を見るに至つた次第であります。改正の要點と見らるべきものは

#### 第一 刑の適用に關しては

- (イ) 支援結社に關する處罰規定を新に設けたること
- (ロ) 準備結社に關する處罰規定を新に設けたること
- (ハ) 結社に非ざる集團に關する處罰規定を新に設けたること

(二) 宣傳其の他國體變革の目的遂行に資する行爲に關する包括的處罰規定を設けたること

第二 刑事手續に關しては

(イ) 捜査の中心機關たる檢事に強制捜査權を認めたること  
 (ロ) 辯護人は司法大臣の豫め指定した辯護士中から被告人一人に付二人以内に限りて之を選定することとしたること

(ハ) 第一審の有罪判決に對しては原則として控訴を許さざることとしたること

第三 新に豫防拘禁制度の實施を規定し、治安維持法違反の罪を犯して刑に處せられんとする者又は既に釋放せられて現に保護觀察中の者で、再び治安維持法違反の罪を犯す虞顯著なる者に對し本制度を適用し、社會より隔離して國家治安の確保を圖ると共に、彼等に對し改悛の機會を與へて其の匡正に努むることとしたること

等でありまして、之を要するに舊來の治安維持法に對し罰則を整備強化して之が適用の完璧を期し、特別刑事手續を創設して運用の迅速適正化を圖ると共に、新に豫

防拘禁制度を確立して非轉向者の再犯防遏に遺憾なからしめ、斯くして戦時下に於ける國家治安の維持對策に萬全の備へを固めるに至つたのであります。

第三節 思想犯保護觀察法の制定

第一 概説

わが國における思想犯對策の立法史は、實に血みどろの歴史である、といへませう。それは取りも直さず、思想犯對策が國家の存立上いかに重要なものであるかといふことを示現すると同時に、これに關する立法が如何に困難であるかといふことを雄辯に論證して居るのであります。然り而して、いまや、治安維持法と相並んで、その姉妹法である思想犯保護觀察法が制定され、思想犯に對する嚴父慈母の方策が完備されたのであります。この思想犯保護觀察法を精神を理解する爲めには、ここ數年間における思想犯罪の推移を正視すると共に、その立法の指導精神をも併せて考察することが肝要であります。

## 一 概観

## 第二 最近における思想犯罪の推移とその原因

(一) ここ数年間における共産主義運動の過程を回顧して見ますと、大體においてこれを三つの段階に區別することが出来るようであります。すなはち、第一期は左翼隆盛時代であり、第二期はその沈滞・反省の時代であり、第三期は左翼の自壊没落時代であります。

(二) 第一期の左翼隆盛時代と申しますのは、昭和六年に風間丈吉を中心とする新生共産黨が再建され、翌七年にかけて謂ゆる三二年テーゼに則つて活躍した時代であります。この時代においては一面廣汎なる資金網を確立すると共に、他面資金獲得を目的とする戰闘的技術團を結成し、組織活動上一大躍進を遂げたのであります。わが國共産主義運動史上、未曾有の左翼隆盛時代を現出致しましたが、昭和七年十月の大檢舉によりまして、日本共産黨の組織は一時壊滅に歸し、さしも跳梁を極め

た左翼全盛時代は終りを告げたのであります。

(三) 昭和八年一月にいたり、山本正美が中央委員長となり、右の大檢舉を免れた者と共に中央部の組織を整備し、同時に全国各地との連絡を回復し、全協その他の大衆團體内にフラクション活動を強化し、専心、黨の再建に努めたのであります。しかし、同黨は大衆の信頼と支持を贏ち得ること能はず、あまつさへ、同年二月より三月に亘る全協に對する一齊檢舉、同年五月における山本正美以下の黨再建幹部に對する檢舉等によつて、同黨の再建運動は再び頓挫を來したのであります。

かかる情勢のうちに、同年六月、第二次日本共産黨首脳部佐野・鍋山等が日本共産黨よりの脱退を聲明しまするや、共産黨内部に一大動搖を來し、黨に對する批判、再檢討が盛んに行はれ、右兩人に追隨して脱黨する者續出し、同黨の勢威は殆ど地に墜ちてしまつたのであります。さらに、同黨の外廓を爲して居りました左翼團體特に文化聯盟や全農全國會議派等は、方向轉換又は解散を聲明し、然らずとするも



動搖に次ぐに動搖を示したのであります。この時期が謂ゆる轉向時代又は左翼運動の沈滞・再検討時代であります。

(四) 右の轉向時代を経まして昭和八年末から同九年に至るまでは、これを共産黨の自壊没落時代と稱することを得ませう。すなはち、山本正美檢舉後は、野呂榮太郎等が辛うじて共産黨中央部を繼承し、纔かに同黨の命脈をつないだのであります。が、外部からの支持は絶無に近くなり、加ふるに内部における労働者出身派とインテリ出身派との派閥闘争は極度に激化し、相互に疑心暗鬼を生じ、遂にインテリ派の宮本顯治、逸見重雄等は、労働者派の小畑達夫、大泉健藏等に對し、或は殺害し或は監禁暴行を加ふる等の謂ゆる「リンチ」事件を惹起したのであります。これは昭和八年十二月中のことでありませう。宮本等はこれを以て挑發者に對する斷罪であり、黨及び全協内の清掃運動なりと聲明したのでありますが、その聲明の結果は、却つて全協の對立を來して黨の没落を早め、他方において全協内部にも對立抗爭を

惹起致しました。かくて、わが國における共産主義運動は、内部からも腐敗して一途に没落の運命を辿つたのであります。その後における多數派等の蠢動については特に叙べるまでもないことと存じます。

## 二 共産主義運動落潮の諸原因

以上述べました如く、最近わが國における共産主義運動が落潮の趨勢を呈するにいたりましたのは、次に述ぶる内部的及び外部的諸原因によるものと考へます。

### (一) 内部的原因

#### (1) コミンターンの破産的現象

謂ゆるコミンターンの破産的現象とは、コミンターンが世界各國においてファシズムに負け續けて居ること、コミンターンが日和見主義に轉落し第二インターナショナルと握手せんとしつゝあること、コミンターンが世界の無産階級の爲めの機關たるの本來の性質を失つて蘇聯邦一國の機關化したること、及

び戦争問題に於ける小ブルジョアの平和性等を擧げることを得ると考へます。

## (2) 日本共産黨の實踐的誤謬

謂ゆる日本共産黨の實踐的誤謬としては、三二年テーゼを無批判的に攝取したる結果として同黨が今や全く無政府主義的、反天皇制的、反戰的な團體と化し去つたこと、工場に組織の基礎を有しないこと、労働者の黨でなく急進小ブルジョアの黨となつたこと、紙上闘争に熱中する討論俱樂部化したこと、及び無産運動の指導に於て失敗をのみ重ねてゐること等を指摘することが出來ます。

## (3) 共産黨首腦部の轉向

内部的原因の第三は共産黨首腦部の轉向であります。佐野・鍋山等の轉向は眞にわが國の左翼陣營に投げられた巨大なる一石でありまして、全く左翼陣營を攪亂したのであります。彼等の轉向は、彼等が、過去の我國に於ける實踐的  
最高指導者であつたこと、竝にその轉向は彼等の實際運動の失敗に基因せるこ

との爲めに、その轉向聲明は高く評價せられ、従つて日本共産黨その他に對して重大なる衝撃を與へたのであります。即ち彼等の轉向の直接的效果としては、日本共産黨に大波瀾を生せしめ、黨員に於て之に亞ぐもの續出したばかりでなく、外廓團體にも激烈なる衝動を與へました。更に轉向の間接的效果としては、一般社會に對して日本民族の優秀性を確認せしめ、自國研究の必要を示唆し、プロレタリアートに對して祖國愛を想起せしめ、國體に背反する運動の非發展性を確認せしめたのみならず、一般青少年に對しても實證的教化を與へたのであります。此等の直接的、間接的效果は左翼運動を鎮靜せしむる上に重大なる役割を果したことは言ふまでもありません。

## (4) 黨内に於ける派閥闘争

内部的原因の第四は黨内に於ける派閥闘争であります。共産黨陣營に於ける内部對立の激化からして、同志相喰む殘虐極りなきリンチ事件をさへ生ずるに

至りましたことは前に述べた通りであります。黨首脳部は之を以て裏切者清掃の手段であつたと宣言しては居りますが、その實際は黨内に於ける中央機關把握の争ひでありまして、此の派閥闘争は共產黨自身の自壊作用、延いては左翼運動の墓穴を自ら掘つたものに外なりません。

## (二) 外部的原因

更に左翼運動落潮の外部的原因としましては、日本精神の昂揚、社會的經濟的事事情即ち財界の好景氣及び間斷なく行はれた左翼檢舉の成功といふ、この三者を擧げるべきであります。

### (1) 日本精神の昂揚

これは最も重要視すべき點であると考へます。顧みますればかの世界大戰以來、わが國の人心を捉へた物質偏重の弊風は新奇なる外來思潮と合しまして、一部の人々を呑んで滔々として流れをなし、爲めに、日本人でありながら日本

特有の美しき國民精神を忘却し去る人々を生じたのであります。然るに滿洲事變以來、わが國は對内的にも對外的にも深刻極まる諸情勢に直面したのでありまして、この謂ゆる非常時なるものが、日本民族の自覺と、新しき使命の再認識を促進致したのであります。斯くして國民の中には、俄かに國民意識、民族精神に目覺める者が續出し、日本精神即ち建國の大精神が澎湃として社會に溢るゝに至りました。此の現象は一般の思想運動、社會運動に著しく反映したのであります。労働組合の如きも從來の階級闘争主義に基く闘争第一主義を放棄し、或は之を緩和し、その運動方針も著しく穩健著實化し、一部には所謂産業協力運動の展開を見たのであります。これはわが國の労働組合運動史上、大正十二年の謂ゆる方向轉換以上に重大なる一轉機でありました。斯くの如き澎湃たる日本精神の旺盛は、遂に左翼運動に對して之を外部から揺り動かさずには措きませぬ。佐野、鍋山等第二次日本共產黨首脳部の轉向も、その主要なる

動機は、右に述べました最近の諸情勢に影響されまして、今まで忘れて居た祖先代々からの日本人意識を復活し、日本民族の獨自性と優秀性に目覺めたことにあつたのであります。轉向者鍋山は「吾々は日本を措いて他に祖國たるべき國土を持たず」と述懐して居りますが、この事は這般の消息を物語るものであります。即ち、民族精神の昂揚といふ一般的情勢が、左翼運動をして自己批判・再検討せしめ遂にその落潮を來さしむる重大原因となつたのであります。

## (2) 社會的經濟的事情

わが國の產業界は、昭和七年頃からインフレーション政策の遂行、對外爲替安の影響による輸出貿易の躍進、從つて各種工業の隆興、特に軍需品工業の勃興等によりまして、可なりの活躍を呈しました。この好景氣といふ社會的・經濟的情勢は、労働爭議の戦線に多大の緩和劑を提供し、從つて又左翼運動の進展を著しく阻止する作用を爲したのであります。

## (3) 間斷なき左翼檢舉の成功

最近に於ける檢舉の跡を辿つて見ますと、昭和七年十月には、熱海に於ける全國代表者會議を機會に、風間丈吉以下六百七十八名を檢舉し、昭和八年二月より三月にかけての全協に對する一齊檢舉、同五月の山本以下黨再建中央分子に對する檢舉が行はれましたが、是等の檢舉は孰れも最も適當なる時期に效果的に爲されたものであると考へます。殊に昭和八年度に於ける全協並に日本勞農辯護士團、産業労働調査所に對する一齊檢舉は極めて效果的であつたと考へます。いま、これ等の檢舉人員に就て見ますと、昭和三年より昭和十年までの間に五萬九千百十三人を算して居りますが、此の中でも只今申上げました時期に關するものを見ますと、昭和六年度は一萬四百二十二名、昭和七年度は一萬三千九百三十八名、昭和八年度は一萬四千六百二十二名に及んで居る状態であります。以上が左翼運動衰微の原因に關する大體の觀察であります。

## 三 其の後に於ける思想情勢の推移

日本共産黨を中核とした我が國の共產主義運動は、曩に述べました如き種々の諸原因によつて殆ど全く潰滅に瀕するに至つたのでありますが、尙一部殘存分子は思想情勢の推移に鑑み従來の運動方法に批判檢討を加へつゝ、徐ろに頽勢を挽回すべく依然執拗なる蠢動を續けつゝあつたのであります。茲に注意すべきは従來の如き共産黨を中核とする非合法一點ばりの公式的觀念的な運動方法が最早到底進展性を持たないことを看取りまして、今後はもつと合法場面に乗り出し合法運動を通じて大衆を獲得しようとする様に其の戰術を轉換して來たことでありまして、殊に昭和十年七月開催されましたコミンテルン第七回世界大會に於きまして所謂反ファツシヨ人民戰線の結成といふ新戰術が新に採擇せらるゝに及びまして、新運動方針に基く活動が急速に活潑な展開を見せるに至つたのであります。

斯る情勢に伴ひまして、従來所謂正統派と稱せられる一派と對立して共產主義運動の主流の外に立ちつゝ、主として合法場面を利用して共產主義の宣傳煽動に當つて居りました所謂勞農派一派が次第に我國左翼運動の主動的立場を獲得せんとする

に至つたのであります。彼等は巧みに支那事變下の複雑微妙な社會情勢に便乗して反ファツシヨ人民戰線の結成を企圖し、之が推進力たらしむべき日本無産黨なる結社を組織し其の戰線の擴大強化に乗り出さんとする情勢に立到りました爲め、遂に昭和十二年から十三年にかけて勞農派、日本無産黨一派を始め之と氣脈を通じて居りました所謂大學教授グループ、唯物論研究會グループ等の大量檢舉が斷行せらるゝに至つたのであります。當局の斯る時宜を得た次々の檢舉によつて人民戰線派の暗躍も遂に大事に至らずして之を阻止することが出來たのであります。尙共產主義運動の殘存勢力は全く逼塞するには至らず、複雑巧妙な新戰術によつて勢力の恢復に暗躍を續けつゝあるばかりでなく、共產主義運動以外に尙無政府共產主義、民族獨立運動及び類似宗教等の詭激思想運動の擡頭も見ると至りました爲め、従來の日本共産黨を主たる對象として立法せられました治安維持法では戰時下の我國思想治安の取締の完璧を期することは困難となりましたので、曩にも述べました如く遂に政府は議會の協賛を経て昭和十六年三月治安維持法改正法律を公布し、戰時思想國防體制の確立に萬遺憾なきを期することゝなつた次第であります。

## 第三 本法制定の理由

## 一 一般

わが國において思想犯保護観察制度は何故生まれねばならなかつたでしようか。これには二つの理由があります。その一は、一般犯罪について保護観察制度を樹立するの必要があることであり、その二は、わが國における思想犯の情勢は、特にその領域において右の制度の樹立を必要としたことであります。前者は一般的理由であり、後者は特殊的理由であります。

## 二 一般保護観察制度樹立の必要

一般犯人に對する保護観察の重要であることは、最近の刑事政策の齊しく認むるところであります。これを反面から述べるならば、一般の司法保護事業を制度化することは喫緊の要務であるといへるのであります。申すまでもなく、司法保護事業は犯人の改過遷善と社會復歸を完成せしめることを職能とし、この意味において刑事政

策上、檢察、裁判並に行刑の補充的又は代用的機能を有し、刑政最後の點睛とも稱せらるべきものであります。この意味より致しますれば、國家の刑事政策的機構は檢察、裁判及び行刑のほか、さらに保護を加ふるにおいて、始めて完備したものと見ることが出来るのであり、この四者が渾然融合せられる所に、その機能を發揮することが出来るのであります。然るに、從來わが國の機構においては、前三者のみは整然たる國家施設のもとに行はれて居るに拘はらず、釋放者保護事業のみは殆ど全く民間に委ねられて、國家機關のこれに専従するものはないのであります。かくの如きは極めて不合理なものでありまして、寧ろ天下の一奇觀といふも過言でなく、一日も速に司法保護事業を制度化せねばなりません。然るに一般司法保護事業の制度化には理論並に實際上考慮すべき點がありますので、これを後日に譲るとしまして、思想犯については遷延を許しませぬ。これ本法の制定を必要とする一般的理由であります。

## 三 思想犯保護觀察制度樹立の必要

一時猖蹶を極めましたわが國の共產主義運動も、漸次落潮の傾向を辿るに至つたことは、さきに述べたところであります。しかし、この運動の將來を展望致しますると、必ずしも樂觀を許さないものがあります。

惟ひまするに、昭和三年以降、治安維持法違反として檢舉されました者の數は、實に六萬を超えて居ります。その中で、起訴猶豫の處分もしくは刑の執行猶豫の言渡を受け、または、刑の執行を終りもしくは假出獄を許された者の數は、一萬人に達して居ります。而して、これ等の者の現在の心境や生活状態を視ますると極めて區々であります。完全に轉向した者もあれば、依然として轉向しない者、またはその轉向意思の存否が判明しない者もあります。生活状態にしても安定した者、然らざる者があります。而して非轉向者が再犯の危険性あることは勿論であります。爾餘の者にしましても、この儘これを放置するにおいては、その環境または社會情

勢に左右せられて再び邪道に陥る虞なしとせぬ。殊に、思想犯人は社會情勢に敏感なものが多くのでありますが、これを、内外の諸情勢——コミンタイン第七回大會の定めた運動方針、アメリカ・支那等における共產黨の蠢動、左右兩翼運動の近邇性その他の諸事情を綜合して考察致しますときは、いまにおいて思想犯人に對する萬全の方策を樹立し、以て再犯防止の舉に出づることは、わが國においてこの種の不逞運動を根絶せしむる上に、喫緊の要務であるといはねばなりません。換言致しますれば、非轉向者や準轉向者に對しては思想轉向を促進し、轉向者に對しては轉向を確保するの途を講ずることによつて、將來における社會情勢如何に拘らず、これ等の者をして適法にして秩序ある生活を爲すを得しむる爲に、適切なる施設を爲すの必要が痛感せられるのであります。而して茲にこそ、新に保護觀察制度を採用し、保護觀察所を設け、保護觀察審査會を置き、以て、思想犯人の更に罪を犯すの危険を防止する爲めその思想及び行動を觀察して、これを保護することによつて、

共産主義運動を防遏し、延いては、曾ての思想犯人をして國家有用の材たらしめんとするに至つた所以があるのであります。

## 本論

思想犯保護観察法を解説するには、思想犯保護観察、思想犯保護観察機關、思想犯保護観察に關する手續及び本法の刑政的意義に分類するのが便利だと考へますから、以下右の順序に従つて説明を致しませう。

### 第一章 思想犯保護観察

本章においては、誰を、如何なる目的で、如何なる方法内容の處分を、如何なる期間内付するか、といふことを研究するのであります。故に、保護観察の對象、目的、内容及び期間について、以下分説致しませう。

#### 第一節 保護觀察の對象



## 一 總説

保護観察の對象、すなはち誰を保護観察に付するかの問題は、本法第一條が規定して居ります。同條に依りますると「治安維持法ノ罪ヲ犯シタル者」に對して「刑ノ執行猶豫ノ言波アリタル場合」「訴追ヲ必要トセザル爲公訴ヲ提起セザル場合」又は「本人刑ノ執行ヲ終リ又ハ假出獄ヲ許サレタル場合」において「保護観察審査會ノ決議ニ依リ本人ヲ保護観察ニ付スルコトヲ得」るのであります。以下本人を保護観察に付すべき場合の要件について述べませう。

## 二 保護観察に付し得べき場合の要件

## 一 本人は治安維持法の罪を犯したる者なること

本法は思想犯保護観察法と銘を打つてあります。この思想犯といふ言葉は廣く解すれば、思想を背景とする犯罪でありますから、種々のものを包含するのであります。ここに思想犯は、單に治安維持法違反の場合に限定されるのであります。し

かし苟くも治安維持法に定むる犯罪である以上は、その種類や輕重如何を問ひませぬし、また、他の犯罪と競合若くは手段結果の關係ある場合をも包含するのであります。これに反して、その所爲が治安維持法に觸れない以上は、本法はこれに適用せられることないのは勿論、準用せられることもないのであります。例へば、單純な不敬罪を犯した者に對して本法の適用ないことは勿論であります。左翼的色彩を帯ぶる労働運動や農民運動に基因して犯罪を犯した者でも、その所爲が治安維持法に觸れない限り本法は適用されないのであります。

いはゆる右翼的運動に依る犯罪を犯した者に對して本法を適用すべきか否かについては、本法制定の際にも、大いに研究した點であります。しかし、右翼的運動に依る犯罪と雖も、私有財産制度の否認を目的とするときは、治安維持法に觸れる場合があり、勢ひ本法の適用があるのであります。然らざる場合には、解釋上本法の適用なく、實際においても本法を適用又は準用する必要ありませぬ。むしろ一般犯

罪者に對する保護觀察の問題として取扱ふべきものと考へます。

(二) 治安維持法の罪を犯したる者にして一定の處分を受けたること

(1) すなはち、本人に對し、「刑ノ執行猶豫ノ言渡アリタル場合」「訴追ヲ必要トセザル爲公訴ヲ提起セザル場合」または、本人が「刑ノ執行ヲ終リ」又は「假出獄ヲ許サレタル場合」なることを要するのであります。従つて保護觀察の對象となる者は、刑の執行猶豫者、起訴猶豫者、満期出獄者及び假出獄者の四者であります。右にいはゆる「訴追ヲ必要トセザル爲公訴ヲ提起セザル場合」とは、本人の性格・年齢及境遇竝に犯罪の情狀及び犯罪後の情況により、訴追を必要としない爲公訴を提起せざる場合を指すのであります。この謂ゆる起訴猶豫の處分は、刑事訴訟法の規定に依り爲された場合であると、陸、海軍々法會議法の規定に依り爲された場合であるとを問はず、兩者を共に包含するのであります。

(2) 右に掲げました四つの場合を除くの外は、わが國における思想犯罪の實情に照して保護觀察に付するの實益なしと見た次第でありますから、右四つの場合は限定的であつて例示的ではありません。従つて、左の場合においては本法は適用されないであります。

(イ) 本人が起訴留保の處分を受けた場合 起訴留保の處分(昭和七年十二月二十  
六日司法大臣訓令)は、起訴猶豫の處分に該當せぬからであります。もつとも右の留保處分に關する規程は、昭和十一年十一月十九日司法大臣訓令に依り變更され、將來は治安維持法違反の犯罪には適用ないこととなりました。

(ロ) 本人が刑の執行停止を受けた場合 けだし、刑の執行停止は相當長期に互ふこともあれば短期に過ぎないこともあります。而して、前者の場合には本人に著しい心神の障礙あるのが普通でありますから、思想犯罪を累ぬる虞がないと見られます。後者の場合には、本人が再び犯罪を行ふ機會がないものと見られますから、これを保護觀察に付する必要がないものと認められたのであり

ます。

(ハ) 本人が刑の執行の免除を受けた場合 治安維持法の罪を犯した者で、これまで刑の執行の免除を受けた例は稀有であり、将来においてもそうでありませうから、特に保護観察の対象として規定するまでの實益なしと認められたのであります。

(ニ) 本人が無罪又は免訴の言渡を受けた場合

(三) 本人を保護観察に付するの必要あること

右に述べました(一)及び(二)の要件が具備する場合においても、本人に對して保護指導を爲すの必要を認めない場合においては、敢てこれを保護観察に付するの必要ありませぬ。すなはち、本人に将来的犯罪行為を豫想せしむる徴候が存在する場合に限つて保護観察に付するの必要があるのであります。この點については、少年法(六條第<sub>二</sub>項)及び治安維持法中改正法律案(第二條)は、特に「必要アルトキ」又は「必要アリ

ト認ムルトキ」と規定して居りますが、本法では當然自明のこととして、特にこの要件を掲げなかつたのであります。

本人に将来的犯罪行為を豫想せしむる徴候、謂ゆる危険性には、大小・強弱の程度がありますし、又、この危険性は變動することがありますが、この危険性は、保護観察の要否を決定する當時に存在することを必要し、またこれを以て足るのであります。而して、この危険性の存否、程度を測定し保護観察の要否を決定する機關は、保護観察審査會であります。もとより、保護観察の要否は本人の意思如何に拘らずこれを決定すべきものでありますが、實際の運用においては、本人がこれを希望するときは、わが國の思想犯の實情に照し、特別の事情がない限り、本人の意思を容れてやるべきものと考へます。

保護観察の要否に關する決定は、極めて肝要なことでありますから、これに關する基準は、項を改めて述べることに致します。

## 三 保護観察の要否決定の基準

## (一) 總説

如何なる思想犯人を保護観察に付し、如何なる思想犯人を保護観察に付すべからざるかは、保護観察審査會がそれらの具體的事案について最終の判断を爲すべき筋合のものでありまして、抽象的に正確なる判断を下すことは困難ではありますけれども、思想犯に對する保護観察の目的並に保護観察制度の沿革から見まして、ある程度の一般的規準を與へることは出来るのであります。

さきに述べました通り、思想犯保護観察法に依る保護観察は、本人の思想轉向を促進し又はこれを確保する爲め、その思想の指導と生活の確立を圖る上に適當なる措置を爲すのであります。従つて、保護観察の内容は思想の指導と生活の確立といふ二つの大なる目標を有するものであります。而して、思想犯人は國體の變革又は私有財産制度の否認に對する心境變化の有無又は程度に應じまして、非轉向・準轉

向及び完全轉向の三種に分ち得ることはさきに述べた通りであります。このなかで非轉向者又は準轉向者に對しては、思想轉向の促進を第一義的の目標とすべきものであり、完全轉向者に對しては思想轉向を確保することが緊要であります。思想轉向を促進せしむるためにはその思想を指導することが必要であるし、思想轉向を確保するためには、これと密接不可分の關係にある生活の確立を圖つてやる事が肝要であります。この點より見まして、本人の心境變化の有無又は程度如何によつて、これを保護観察に付するの必要ありや否やの結論を導き出し得るものと考へます。

さらに、保護観察制度自體の史的發展を顧みますると、刑の執行猶豫の言渡を受けた者に對して、その猶豫期間善行を保持せしむると共に、假出獄を許されたる者に對して、その假出獄の期間内善行を保持せしむることが、この制度を生むた有力な根據とも見られるのでありますから、思想犯人に對する保護観察の要否を決定す

るに當つては、この點をも併せて斟酌すべきものと考へます。

なほ保護觀察の要否を決定する上に注意すべきことは、要否につき疑あるときは、成るべく廣く解釋してこれを保護觀察に付することが肝要であります。このことは純理論としては一應研究の餘地がありますが、法における愛護思想の一展開である本制度の趣旨に照しますときは、右の如き取扱を爲すことが妥當だと考へます。

(二) 保護觀察要否決定の基準

以上二つの觀點からして、保護觀察の要否を決定する基準について述べませう。

(1) 思想犯人の受けたる處分を規準とする場合

- (イ) 刑の執行猶豫の言渡を受けその猶豫期間中の者
- (ロ) 假出獄を許されその假出獄期間中の者
- (ハ) 満期出獄者

右の三者は特殊の事情ない限り、これを保護觀察に付すべきものであります。

前二者について申し上げますれば、かくすることによつて、本人がその期間内善行を保持し得ることは、國家がこれらの處分を爲した趣旨にも順應する所以であると共に、これ等の者を保護觀察に付することは、刑の執行猶豫の言渡を爲した裁判機關や、假出獄の上申をした行刑機關の意思に反するものでもなく、寧ろこれ等の機關の意思に順應し、その措置の萬全を期する所以の道であるからであります。又、現時の行刑の實情に照しますると、満期出獄者は概ね非轉向又は準轉向者でありますから、これ等の者は原則として保護觀察に付するの必要があるのであります。

(2) 本人の心境變化の態様を基準とする場合

つぎに、刑の執行猶豫の言渡を受けその期間を經過した者、假出獄を許されその期間を經過した者、又は起訴猶豫の處分を受けた者に對しては、その心境變化の有無・程度を斟酌して、これに對する保護觀察の要否を決定しなければなりません。

せぬ。而して、この際特に注意せねばならぬことは、思想の指導と生活の確立なる二つの目標は密接なる關係にあり、殊に轉向の確保と生活の安定とは分離すべからざる關係があることであります。

(イ) 非轉向者 非轉向者は依然として不逞思想を懷抱するものでありますから、思想指導的必要からして、悉くこれを保護観察に付するの必要がおります。無論、非轉向者に對する轉向促進の具體的方策については、諸般の事情に順應した合理的手段を講せねばならぬことは勿論であります。これを保護観察の對象より除外することは絶対に避けねばなりません。

(ロ) 準轉向者 準轉向者は、大體の觀察としましては革命思想を拋棄すべきや否やにつき迷へるものといふことが出来ますから、これに對しては思想指導の必要からして、悉くこれを保護観察に付するの必要がおります。私は、思想犯保護観察制度においては、準轉向者に對する監督指導がかなり良好な成績を

擧げるものでないかといふことを期待して居ります。

(ハ) 轉向者 轉向者は、右に述べました非轉向者又は準轉向者と異なりまして、一應は革命思想を拋棄するの決意をしたものであり、従つて大體において、非轉向者や準轉向者のように危険性がないものといひ得るのであります。思想犯人の常として、社會情勢の推移又は人心の趨向に極めて鋭敏であります。から、轉向者が社會情勢より不良な影響を蒙ることがないように深甚の注意を拂はなければなりません。それと同時に、先にも一言しました如く、生活の安定は轉向を確保する上に密接不可分の關係があるのでありますから、轉向者に對しては常にその性能に適應する職業と地位を與ふることに努めなければならぬのであります。従つて、轉向者に對しては時として保護観察に付するの必要があり、時としては保護観察に付するを有利とし、時としては保護観察に付するを不要とすることがありますから、よくその事情を調査し、苟くも生活の安定

を得ない場合においては、これを保護観察に付し、その轉向を確保すべき必要があるのであります。なほ、轉向者にして保護観察に付せられんことを希望するときは、特にその希望を參酌し、反對の理由なき限り、なるべくその希望を容るべきであります。

(3) 保護観察の目標を基準とする場合

さらに、保護観察の要否決定の規準を明白ならしむる爲めに、保護観察の目標、すなはち、思想の指導と生活の安定の觀點から一瞥して見ませう。この基準は大體右(2)と同じ結論を得るのであります。

(イ) 保護観察に付することを必要とする者

(i) 思想完成せざる者 準轉向者又は非轉向者は、縦令生活の安定を得て居る場合においても、思想指導の必要がありますからこれを保護観察に付せねばなりません。

(ii) 生活の安定を得ざる者 生活の安定を得ざる者は、これを安定せしむる必要上常に保護観察に付すべきでありまして、本人の心境が、轉向であらうと準轉向又は非轉向であらうとを問はないのであります。

ここに謂ゆる生活の安定を得ずとは廣い意義でありまして、生活に要する収入なき場合は勿論、本人の將來の生活の安定を確保する上に欠缺ある場合をも含むのであります。故に未就業又は失業して生活に窮せる者、就職者なれどもその収入僅少にして自らを又はその扶養すべき家族の生活を維持すること能はざる者、本人疾病にして治療費に窮せる者、就學期間中にして復校を要する者、技術の再教育を要する者、又は家庭との融和完からざる者等は、謂ゆる生活の安定を得ざる者としてこれを保護観察に付することを要するものであります。

(ロ) 保護観察に付することを必要とせざる者

本人にして思想完成の域に達し、その生活安定せるとき、すなはち、轉向完全にして生活上の保護を必要とせざる者は、敢て保護観察に付する必要はありませぬ。

## 第二節 思想犯保護観察の目的

### 第一序説

#### 一 保護観察なる用語

保護観察なる言葉は Probation, Schutzaufsicht の譯語でありまして、この制度の趣旨を明かにする爲めには、寧ろ保護指導、指導保護といふのが適當であるのでありますが、わが國においては少年法以來この譯語を用ひて居り、最早一の慣用語と稱してよろしいのでありますから、本法もこれに倣つた次第であります。故に、往々にしてこの觀察なる文字を攻撃する聲を聞くのでありますが、それはこの沿革

を顧みない意見だといはねばなりません。

#### 二 保護観察と警察監視

思想犯人に對する保護観察は、本法第二條が規定して居ります通り「本人ヲ保護シテ更ニ罪ヲ犯スノ危険ヲ防止スル爲其ノ思想及行動ヲ觀察スル」ことを目的とするのであります。換言すれば、保護観察の目的は、保護観察に付せられたる者の更に罪を犯すの危険を防止する爲、その思想及び行動を觀察して、これを保護する點に存するのであります。従つて、本法による保護観察は、舊刑法の警察監視と全くその趣を異にして居ります。この警察監視(明治十四年十二月十九日太政官布告第六七號刑法附則第二章)は、「主刑ノ終リタル後、仍ホ將來ヲ檢束スル爲メ警察官吏ヲシテ犯人ノ行狀ヲ監視セシムルモノトス」(同第二條一)とあつて、單に犯罪防止の爲のみの監視であり、この監視にありては本人を積極的に保護することを豫想して居ないのであります。然るに、本法における保護観察は、本人をして適法にして秩序ある生活に馴致せしむる爲めに、これを保



・護指導することを主眼とするものでありまして、保護観察は寧ろ保護指導と稱した方がピッタリ内容にあてはまるのであります。すなはち、思想犯人に關する保護観察は、單に消極的に本人の思想及び行動を観察するに止まらず、本人を積極的に指導誘掖して正道に復歸せしめ、又は正道を確守せしむることを目的とするのでありまして、その總ての處置を通じて、正義と仁愛を以て根本精神と致すのであります。

以上の見地よりしまして、思想犯人に對する保護観察においては、本人の思想轉向を促進し又はこれを確保するために、その思想の指導と生活の確立につき適當なる處置を爲さねばなりません(施行令 第一條)。この思想の完成——轉向の完成と生活の確立こそは、思想犯人に對する保護観察を行ふ上に、二つの指導目標を爲すものであります。

## 第二 思想の完成

### 一 思想變化の態様

#### (一) 法律的に見たる轉向の意義 (非轉向・準轉向及轉向)

在來の見方から申しますと、非轉向とは革命思想——國體を變革し又は私有財産制度を否認せんとするの思想を拋棄しないものであり、準轉向とは革命思想を拋棄すべきや否やにつき迷つて居るもの、轉向または完全轉向とは革命思想を拋棄したもの、といふのが一應の區別の標準となつて居ります。もう少し詳しく立入つて考察しますると、右の轉向や準轉向の中にも種々の區別があります。例へば轉向者の中にも革命思想を拋棄し將來一切の社會運動より離脱せんとする者もあれば、將來合法的な社會運動に進出せんとする者もあり——積極的轉向——、更に合法的社會運動に對する態度未定の者もあります。準轉向者の中にも、革命思想に動搖を來し將來之を拋棄する見込のある者もあれば、革命思想を拋棄しないが將來一切の社會運動より離脱せんことを誓ふ者——謂ゆる没落者もありません。

## (二) 轉向の動機

つぎに轉向するに至つた動機を見まするに、これも極めて區々であります。或るものは近親愛その他家庭關係のために、或るものは國民的自覺のために、或るものは共產主義の理論を清算したために、或るものは、性格、健康等の身上關係のために、或るものは刑務所に拘禁された苦痛のために、或るものは信仰上のために、といったように種々の動機からその主義主張を捨てて居るのであります。而してこの中で最も多いものは、家庭愛に基く轉向であり、國民的自覺に基くものと共產主義理論の清算に基くものが、これに次いで多數を占めて居ります。

かくの如く革命思想を拋棄するに至りました動機は、種々であるにかかはらず、在來の見方から致しますと、その間に大して異なつた價值を附せなかつたのであります。例へば、刑務所に拘禁され苦しくて仕様がなない爲に不逞思想を拋棄した場合も、日本精神に目覺めて忠良なる臣民たらんが爲めに不逞思想を拋棄した場合も、

等しくこれを轉向者として處遇して來たのであります。これは果して正しい見方でありませうか。

## (三) 轉向なる觀念の進化性

一體、思想轉向——簡單に轉向といふ言葉の持つ意義・内容は決して絶對的のものではなく、一國の社會情勢の推移や刑事政策の動向如何によりて漸次進化するものだと考へます。例へば、昭和八年にわが國共產黨の巨頭佐野・鍋山等が心境變化の上申書を提出し、それ以來轉向といふ言葉が流行して參りました。當時において轉向なる言葉は、いはゞこれまでの「考へ方を變へた」、「心境に變化を生じた」といふ程度であつたのであります。然るに、この兩巨頭の轉向を契機と致しまして、相次いで多くの思想犯人が轉向を表明することになり、茲に謂ゆる轉向時代を現出して參つたのであります。斯うなつて參りますと、轉向の意義並にその價值についての再検討を施さなければならぬと考へます。

殊に、一國の思想犯對策は思想犯情勢の變化に伴ひ自らその重點に異動を生じてくるものであります。すなはち、檢察中心時代、裁判中心時代、行刑中心時代及び保護中心時代といふが如く、その時その折の情勢に順應して、中心となる司法部機能が異なるのであります。無論、一國から思想犯を根絶せしむる爲には、右の檢察、裁判、行刑及び保護の四つの機能が密接なる連繫を保ち圓滑に運用されることが肝要であることは云ふまでもないことであります。ある時期／＼に應じて主力を注ぐ點は自ら定まるのでありますから、その點において右に述べました様に、ある場合は檢察、ある場合は裁判、ある場合は行刑といふ様に重點を置くのであります。而して、このことは特定の思想犯人について明白に現はれるのであります。一國の思想犯情勢についても亦然りであります。しかも、これは檢察中心時代より順次保護中心に移り、ここで刑政最後の要務を果す譯であります。而して、この時代／＼において、轉向の意義、内容は自ら異つて來るものであります。

以上述べました所は、結局轉向が個々の現象であつた當時と、大衆的社會現象と化した當時との間では、自ら違つて來ねばならぬこと、竝に、檢察中心の時代と保護中心の時代との間でも亦同じく變化せねばならぬことに歸著するのであります。これを私は轉向の相對性又は進化性と稱して居ります。

轉向も、その當初においては必ずしも醇化されたものばかりではありませぬ。拘禁の苦痛に堪へかねて革命思想を抛棄するといふが如き轉向は必ずしも感心出來ないのであります。併し、檢察中心時代では一人でも餘計に轉向して呉れることは望ましいことでもありますから、斯かる心境變化の聲明でも、矢張り轉向として價値を有するものと認めてよろしいのであります。しかし、この心境變化をして何時までも、この程度に止めて置くべきものではなくて、さらに、これを淨化せねばなりません。すなはち、本人の思想を指導致しまして、これをして日本精神に目覺めしめ、眞の日本人としての立場を自覺せしめ、忠良なる臣民として社會有用の材たら

しむることに努めねばなりません。彼等をして、この程度の轉向——淨化され、精練された轉向までに達成せしむることこそ、謂ゆる保護中心時代における教化の目標であり、思想犯保護觀察法の眼目とする所であります。

#### (四) 沿革より見たる轉向の本質

思想犯對策における重點の變遷によつて轉向の内容に差異があり、而してそれは進化し淨化されるものなることを申上げましたが、更に、わが國における轉向の沿革に照しまして、思想轉向の實質的内容を明かにしませう。

わが國の思想轉向の沿革はこれを四期に區別するのが常であります。第一期解黨派時代、第二期共産黨否定時代、第三期全面的轉向時代、第四期轉向完成時代これでありませう。第一期は黨内批判時代でありまして、この當時においては、若干の黨員は、黨は君主制撤廢のスローガンを下すことを強調すると共に、黨の幹部を批判しコミンテルンに反旗を翻したのでありまして、わが國における轉向の萌芽であり

序曲を爲した時代であります。畢竟彼等は日本人たるの自覺を取戻したことがその動因であります。

第二期は佐野・鍋山等の巨頭の轉向した時代でありまして、彼等は日本民族の優秀性を高調し、コミンテルンの君主制竝に敗戦主義に關するスローガンを攻撃し、コミンテルンよりの脱退を聲明したのであります。而して彼等の轉向は、謂ゆる日支事變を契機として大和民族としての自覺を取戻したことに基因するのであります。第三期は大衆的黨員の轉向した時代であります。彼等は、佐野・鍋山等の轉向に刺激せられ、器械的なる共産主義運動に嫌惡を感じ、善良なる市民へ復歸すべく轉向したのであります。彼等には轉向するに至つた整然たる理由を有せぬのであります。日本人に還元したるが故に共産黨より脱退するの決意を堅めたのであります。

由是觀之、第一期より第三期を通じて看取し得ますことは、彼等は日本人たるの

自覺を取戻したるが故に轉向したことになるのでありますから、わが國における思想轉向とは日本人たるの自覺を取戻すことである、と申してよろしいのであります。

## 二 思想轉向の發展段階

以上述べた所により明かである如く、思想犯人の思想浸潤の程度や心境變化の態様などは極めて區々であります。いま革命思想の陣營を去つて眞に日本精神を體得し以て思想完成の域に達するまでには、種々の段階がありますが、この段階は概ね左の六段階に分つことを得ませう。而して第一段階にある者を漸次第六段階まで向上發展せしむることが、思想犯保護觀察法の目標であり、このゴールへ達する間にこそ、この仕事の崇高性、困難性、愉悅性が混淆して存在するのであります。

### (一) 第一段階「革命思想を抱懐し之が實踐を待機しつゝある者」

この段階は革命思想を信奉し、現在實踐運動には携つてゐませんが、實踐運動に着手すべき時機を窺ひつゝある者でありまして、再犯の虞極めて顯著なものであり

ます。この段階に在る者は當然非轉向者と見做すべきではありませんが、轉向の發展段階を動的に考察すれば、實踐運動から離脱して居る點に轉向への初發を孕んでゐるものとして一應之を其の第一楷梯と見做し得ると思ひます。但し此處に革命思想と申しますのは、國體の變革、否定又は私有財産制度否認の思想を總稱したものでありまして、以下の場合も同様の意義に解され度いのであります。

### (二) 第二段階「依然革命思想を抱懐するも客觀情勢又は個人的事由等より之が實踐を斷念又は差控へ居る者」

この段階にある者は依然革命思想は抱懐して居ますが客觀情勢が實踐運動に不利なりとの理由からか、又は本人の性格、健康、家庭關係等の個人的事由から實踐運動に携ることを斷念又は差控へて居る者でありまして、第一段階の者の如く實踐運動に携る機會を積極的に窺ひつゝある者に比すれば其の危険性は稍々少ないのであります。革命思想に對する信念を枉げてゐないのでありますから、其の危険性は

尙極めて濃厚の者と申さねばなりません。

(三) 第三段階「革命思想の誤謬を認むるも尙思想的低徊の状況にある者」  
革命思想の誤謬を認め、最早舊來の如く之に全面的信頼を寄せることが出来なくなつたのでありますが、未だ之に代るべき新たな思想信念を掴むことが出来ず、懷疑的或は自棄的となつて思想的低迷の状況にある者であります。

(四) 第四段階「革命思想」の誤謬を認め轉向せりと自認するも未だ日常の言動、思考態度等の上に過去の思想の残滓を留むる者」

革命思想の誤謬を全面的に認めて本人自身は其の清算を完了の上轉向したと考へてゐるが、日常に於ける物の見方、考へ方、言語、動作等の上に過去の思想の残滓が纏綿してゐて未だ其の轉向が充分の客観性をもつ迄に立到つてゐない状況にある者でありまして、其の中には獨善に流れて思想逆轉の危険性を包蔵する者もあれば、反對に他人の忠告や絶えざる反省によつて残滓の克服に精進しつゝ、向上の方向

を辿らんとする者も考へられるのであります。

(五) 第五段階「革命思想の清算を遂げ更に温良なる日本臣民の域に達せんと努力しつゝある者」

この段階にある者は過去に於ける革命思想を完全に清算するに至つた者でありまして一應轉向の域に達したものと考へられますが、これ丈では尙完全な轉向とは申せないのでありまして、更に進んで其の轉向の洗煉醇化に努め温良なる日本臣民として耻づかしからの境涯に迄到達すべく精進しつゝあるといふのが本段階であります。

(六) 第六段階「革命思想の清算を遂げ更に温良なる日本臣民の域に達せる者」

本段階は單に過去の革命思想を清算したといふに留らず、更に其の轉向の發展淨化に精進した結果眞の日本人としての自覺を確立し温良なる日本臣民の域に到達するに至つた者でありまして、思想輔導の立場からはこの段階に於て轉向は完成の域

に達したものと、いふ事が出来るのであります。

(七) 思想完成の過程と保護觀察の對象性

複雑な内容と色彩とを持ちつゝ、恒に生きて動いて居る具體的な人間の思想といふものを數個の範疇の中に嵌め込む事は至難であります。轉向の發展段階を動的に觀察しつゝ、其の過程の中に幾つかの類型を求めた場合上述の如き六段階を數へることが出来ると思ふのでありまして、之を轉向、準轉向、非轉向といふ呼び方に照合させれば第一、第二は非轉向、第三、第四は準轉向、第五、第六は轉向に當ると申しても宜しいかと思ひます。この中第一段階は當然豫防拘禁の對象となるものと考えられ、第二段階中の一部にも其の對象となり得るものがあらうと思ひます。又第六段階に至れば思想輔導の目的を達成したものととして、保護觀察處分が取消されるものと考へられる次第でありますから、この兩極端の中間に在るものが即ち保護觀察の對象性をもつわけでありまして、漸次之を高次の段階に迄輔導育成してゆく

所に思想犯保護觀察の任務があるものと考へられるのであります。

三 轉向の促進又は確保の方法

(一) 一般的指針

保護觀察の目的は、さきに述べました通り、本人の思想轉向を圖ることでありませう。換言しますれば、非轉向者又は準轉向者に對しての轉向を促進し、轉向者に對してはその轉向を確保することでありませう。而して轉向とは日本人たる自覺を取戻すことでもありますから、右のいづれの場合におきまして、共產主義を克服するものとしての日本精神の醇化が、力強く成し遂げられねばならぬのであります。

固よりこれらの思想完成の方法は、本人の社會的地位・思想浸潤の程度及び心境變化の態様等に順應して、これを決定することを要するのでありますが、要は本人の國民的自覺を促し、之をして眞の日本人に還元せしむることを要諦とするのであります。その爲には本人をして萬邦無比なる我が國體の精華を味得せしめ、社會制

度に關する妥當なる認識を得しめねばなりません。

## (二) 具體的方法

然らば轉向の促進又は確保の具體的方法はと申しますと、之を大きく個別輔導と集團輔導との二つに分ける事が出来ます、個別輔導とは對象者各個の特殊事情に應じ夫々個別的に輔導する方法であり、又集團輔導とは思想犯が其の特有性として集團的性格が極めて濃厚である點を利用し、數人以上の對象者に共通の方法を以て集團的に輔導を加へる方法でありまして、此の二つの方法を巧みに併用する事に依つて思想輔導の適正を圖るのであります、今夫々に就て其の具體的方法を列舉して見ませう。

### (1) 個別輔導

#### (i) 人格的接觸

輔導する者が對象者と事情の許す限り緊密な人格的接觸を保ちつゝ、適確な

思想的感化を及ぼしてゆく方法であります。この爲め保護司は對象者を居宅に訪問し、又は自宅、勤務先等に招致して出来る限り密接な人格的交流を圖り、對象者からの敬愛と信賴の念を深め乍ら自づと國體觀念を涵養し、國民的儀禮に習熟せしめる様着々輔導の目標達成に努力しなければなりません。此の場合對象者の轉向程度、性格、家庭、學歷、職業等の諸狀況に應じて其處に千差萬様の用意と工夫とが拂はる可きは申す迄もありません。

#### (ii) 通信輔導

輔導の任にある者が對象者と不斷に日常的接觸を保つ事は理想であります、が、相互の事情から餘り頻繁に直接面接する事の困難な様な場合、其、足りない點を補ふものは通信の往復に依る輔導方法であります。即ち對象者から成る可く頻繁に職場、學校、家庭等に於ける生活狀況や之に關する率直な生活感想等に就て書面を以て報告させ、之に對し輔導に當る者は又書面を以て



懇切なる注意、訓戒、忠告等を書き送つて之を指導する方法であります。

(iii) 感想文の提出

時事問題、社會問題、参考文献等に關して適當な形式の下に感想文を作成提出させ之を通じて本人の思想の推移や動向を仔細に検討し、之に對する適切な批判や指導を與へて思想の指導に當る方法であります。

(iv) 研究の發表

本人の思想發展の現段階から見て特に本人に纏つた研究を爲さしめる事が適當と思はれる様な題目があれば、適當な示唆や参考文献等を與へて研究せしめ、其の成果に就て種々批判検討を加へつゝ思想指導に當る方法であります。

(v) 讀書の選擇指導

本人の現在の思想動向、轉向の動機、知識の程度、個性、趣味等に應じて

輔導上適當と認められる圖書を選んで之を推薦又は貸與し、讀書を通じて其の思想指導に當る方法であります。

(2) 集團輔導

(i) 講演會、研究會、座談會の開催

對象者を集めて思想、文化、科學、宗教、修養、時事、處世等に關する講演會、研究會、座談會等を開催して思想的啓發に資すると共に、輔導者を中心とした出席對象者の感話發表等を通じて相互の研鑽、反省の機縁を與へ、集團的な空氣の中に於て強力な思想輔導の成果を收めようとするものであります。之は方法其の宜しきを得ますれば個別輔導の場合に比して遙かに有效適確な實績を擧げる事が出來ますが、其の反面之が實施に際し周到な用意と工夫とを怠れば不良分子の乗ずる處となつて反つて逆効果を招く虞なしとしないのでありまして、其處に餘程深い注意を要する事を忘れてはなりません。

(ii) 行的鍊成

道場、寺院等に於ける禊、坐禪の會或ひは勤勞奉仕、皇陵參拜の實施等對象者の集團鍊成により、専ら行的鍛鍊の履修を通じて日本精神の把握、時局認識の體悟、觀念性の脱却等を圖らんとするものであります。

(iii) 情操陶冶

兎角理窟に偏して潤ひに缺け勝ちな病弊を矯める爲め、謠曲、詩吟、武道、登山、音樂、圍碁、園藝、觀劇、映畫等に關する催しを行つて對象者の情操陶冶に努め、思想の圓滿なる發達を圖らんとするものであります。

(iv) 機關紙の發行

對象者輔導の爲の特殊機關紙を發行して之を配布閱讀させ、又成績優秀なる對象者の論稿を掲載して他の對象者を鼓舞啓蒙し、機關紙を通じて其の思想醇化に切磋琢磨せしめようとするものであります。

その他種々ありませうが、要は指導者自身において、泰山の如き不動の信念を有し、大慈悲の心を持ち、火の如き熱意を以て、百折不撓本人の教化に努めましたならば、縦令指導者がマルクス主義に關する學識を有しなくとも、自ら本人をして日本精神に立還らしむることを得ることを確信するものであります。

四 生活確立の方法

思想の完成と生活の確立とは密接なる關係を有し、彼此分離すべからざるものと認めることが出來ます。本人にして生活の安定を得、家庭を形成し、愛兒でも儲けました場合には、再び詭激思想運動に携ふことは絶無と申してもよろしい位でありますから、生活の確立が如何に肝要であるかが判るのであります。生活確立の具體的方法を列擧して見れば次の如くであります。

(一) 職業輔導

(1) 職業の斡旋



生活の安定を得せしめるには先づ生活の據り所たる適職を本人に與へねばなりません。輔導の任にあるものは職業指導所その他關係機關と連絡して、無職者に職を與へ、適所を得て居ない者には適職に移らしめる様斡旋する必要があるのであります。

(2) 雇傭主に對する諒解運動

思想犯の前歴があります爲に、既に思想が轉向して居る場合でも非轉向者と一律に之を畏れ嫌つて排斥しようとするが如き雇傭主に對しましては、轉向の本質、思想犯保護観察制度の本義を説明して其の蒙を啓き、正しき理解を得る事に努めねばなりません。

(3) 技術の指導

生活の支へたるべき特殊技能を有して居ない對象者に對しましては、新に技術を指導し、更に技術の向上を希望する者に對しましても適當な指導を與へる

のであります。

(4) 生業資金の貸與

對象者で就職、轉職、開業、營業の擴張等の爲に資金を必要とする者には、生業資金を貸與するのであります。

(二) 家族保護

(1) 生活援護

家族の困窮を放置しておきます事は、本人の轉向の機を逸し、更に其の轉向を國家愛、民族愛に迄發展する事を阻止する危険がありますから、その生活援護の爲には種々手段を講ずる必要があるのであります。

(2) 家庭融和

本人の過去の蹟きが往々家庭内の不和軋轢を生み、常に本人の苦慮憂鬱の原因となつて居る様な場合は、本人の思想轉向を阻害する事が甚大でありますか

ら、輔導の任にある者は本人と家庭との圓滿なる融和に深い考慮を拂はねばならないのであります。

(三) 醫療保護

長期に亘る拘禁生活等に原因する各種疾病及衰弱等の爲生活の不安に曝されつゝある對象者に對しましては醫療の途を與へ、先づ健康の恢復を圖つて生活安定への活路を開いてやらねばなりません。

(四) 結婚の斡旋

家庭生活を営ましめるのが適當と考へられる對象者に對しましては、援護して家庭を形成させ、世帯を訓練して家族制度の美風を體得せしめて堅實な社會生活の基礎を確立さす事が最も大切なのであります。

(五) 入學復學の斡旋

既に本人が過去の思想を清算し、學窓に入つても他の學友に思想的惡影響を及ぼ

す心配がなく、又本人に於て向學の志望熄み難いものがあります様な場合は、學校當局によく諒解を求めて入學、復學の斡旋を行ひ、其の志望を達成せしめて將來への希望を失はしめない様に之を輔導する事が肝要であります。

第三節 保護觀察の態容

一 一般

本人を保護觀察に付したる場合においては、本法第三條又は第四條の規定に依る處分を爲さねばなりません。第三條は主たる處分を定め、第四條は附加處分を定めて居りますが、本人に對して主たる處分のみを以て臨むべきか將又第四條の處分をも併せて科すべきかについては、本人の思想浸潤の程度・心境變化の態様・年齢・社會的地位・活動經歷その他の諸事情を斟酌して決定すべきものであります。

二 主たる處分

本法は、主たる處分として、三個の方法を豫想して居ります。すなはち、

(一) 本人を保護観察所の保護司の觀察に付すること

この觀察保護は思想犯に對する保護觀察の根幹を爲すものでありまして、保護司は「保護観察所保護司執務規範」の定むるところに準據して觀察を爲さねばなりません。この觀察は、訪問・招致又は文通による方法を併用し、本人の師父となり、本人を鼓舞激勵してその思想を完成せしむると共に、その生活の安定を圖ることに存するのであります(規範第一條參照)。

(二) 本人を保護者に引渡すこと

ここに謂ゆる保護者とは廣い意義を有するものでありまして、事實上・法律上本人の保護を爲し得る地位にある者を汎稱するのであります。従つて、本人の父母・後見人・傭主その他現實に本人を保護指導し得る適任者でさへあれば、本人の親族たる他人たるを問はず、ここに謂ゆる保護者に該當するのであります。本人の

妻の如きも、事情の如何によつてここに謂ゆる保護者と認め得ることがあります。

(三) 本人を保護團體・寺院・教會・病院その他適當なる者に委託すること

本人を引渡すべき適當の保護者なきときは、之を保護團體・寺院・教會・その他適當なる者に、又本人の保護指導に際し、本人の疾病を治癒することを先決問題とするときは病院に、それ／＼委託して保護指導を行ふのであります。保護團體は集團的に釋放者の保護を目的とする社會事業施設であり、寺院・教會・病院・篤志家等は家庭的のものであります。一般的に兩者の得失を見ますと、一利一害がありません。設備の方面より見ますれば保護團體の方に長所がありますが、集團に伴ふ若干の弊害がない譯ではありません。理想論としては、一家庭一思想犯人を標準とする個人委託が推奨されて居りますが、わが國の思想犯保護の實績に照しまするに保護團體委託がかなり好成绩を擧げて居るのであります。

保護觀察所より委託を受くる機關は「保護團體、寺院、教會、病院其ノ他適當ナ

ル者」であります。

所謂「保護團體」は、廣義に解すれば右に述べました如く、釋放者の保護を爲す目的を以て設立せられた社會事業施設であります。茲に謂ゆる保護團體は、思想犯保護観察法施行令第二條の規定に基いて司法大臣より指定された保護團體のみを指稱するのであります。現在のところでは、保護團體は、法人たると否とを問ひませぬ。

所謂「寺院」とは、佛教十三宗五十六派の宗教團體を指すのであります。その他の佛堂・教會所及び禮拜所と雖も公認されて居らないものは、所謂寺院といへないのであります。

所謂「教會」とは、神道十三教派の教會、基督教二十教派を初め、神佛道以外の教會を指すのであります。

所謂「病院」とは、觀念上は官立、公立及び私立の各病院を包含するのであります。少年法においては「病院ニ送致」する場合を認め、官・公立の施設又はこれに準すべき病院に對し一方的行爲により少年を送致するのでありますが、この規定は法規の不備その他の事由によつて殆んど實用なき實情に鑑みまして、本法に於いては送致に關する規定を削除しました。

所謂「其ノ他適當ナル者」とは、教育家・宗教家・篤志家等を指すのであります。が、司法大臣より指定を受けない保護團體も、思想犯人を委託するに適當するときは、「適當ナル者」として本人を委託してよろしいのであります。

これ等の機關に對しては、保護觀察所がこれを委託するのであります。委託の性質は國家がこれらの機關に對して本人の保護を委託する一種の契約であります。本來、思想犯人に對する監督指導の權利義務は、保護者又は後見人等としてこれを有するものであり、保護觀察所は思想犯保護観察法によつてこれを有するのであります。右に掲げた「保護團體、寺院、教會、病院其ノ他適當ナル者」は、當然に

これらの権利を有しませぬが、是等の者は本人の處遇を爲す上に之を必要とするものでありますから、保護観察所は本條によつてこれを委嘱するのであります。

要するに、保護團體その他適當なる者に委託する方法は、可成廣く活用致しまして、本人を、會社・工場・事務所・商店・組合又は農家等に事務員又は見習等の名義の下に委託保護すると共に、他面において受託者に委託資を補給することは、本人の生活を確立せしむる上に極めて事宜に適した方法だと考へます。

以上の三つの處分に就きまして其の實際上の運用の状況を見まするに、保護司の觀察に付する場合が最も多く、殆ど全體の過半數を占め、保護團體に委託する場合及其他適當なる者に委託する場合が之に次ぎ、保護者に引渡す場合及び寺院、教會又は病院に委託する場合は全體として見れば遙かに少數となつて居ります。之は思想犯の被保護者が一般犯罪關係被保護者や少年の被保護者等に比べますと概して生活能力も豊かで自尊心も強く、其の輔導に當りまして或る程度其の自主性を尊

重してゆく必要がありませんから、彼等を各々其の生活領域で生活せしめつゝ適切な方法で監督指導してゆく所の保護司の觀察處分が最も効果的である場合が多いのであります。保護者に引渡す場合が極めて少ないのは、彼等の生活年齢からいつて既に獨立して一家を營む者が多い爲め、少年保護の場合等と異り改めて保護者に引渡すことに依つて特に輔導上の効果を期待し得る場合が比較的稀れである爲めでありませう。委託處分の場合は委託を受ける機關が保護團體であると、寺院、教會、病院であると、又は其の他適當なる者であるとを問はず原則として被保護者の身柄を其の機關に收容して輔導するのでありますから、多くは被保護者が未だ經濟上、健康上又は家庭的事情等から獨立した生活を營むことが出来ない場合にこの處分が用ひられ、従つて此の場合には思想上の指導と共に特に將來に於ける生活の基礎を確立せしめる爲めの輔導に充分の意が注がねばなりません。委託の機關として其の何れを選ぶかは本人に對する輔導上の必要から決めらるべきでありまして、例へ

ば團體生活による訓練を必要とする場合には保護團體、宗教的情操の陶冶を必要とする場合には寺院又は教會、病氣治療を必要とする場合には病院が選ばれるわけでありませう。又保護觀察所の保護司以外に本人の輔導上極めて適任と思はれる人がある場合、例へばある問題に就ての研究に従事してゐる對象者に、其の方面の權威ある學者、藝術に精進しつゝある對象者に其の尊敬する藝術家、學窓にある對象者に學校の教授といふ様に、所謂「其ノ他適當ナル者」を選定する事が出来るわけでありまして、尙個人の場合に限らず、本人の輔導上適當と思はれる團體があれば之を選ぶ事も可能であります。

### 三 附加處分

(一) 主たる處分の豫想する保護觀察の方法を以てしては、本人の保護指導の完璧を期すること困難であるときは、更に附加處分として、本人に對して、居住の制限・交友の制限・通信の制限その他適當と認むる條件の遵守を命ずることを得るのである。

ります(法第  
四條)。

居住に關する制限を爲す方法は、種々あります。例へば東京市内に居住すべからず、又は、東京市内に居住すべしといふが如く、消極的・積極的方法を以て爲し得るのであります。交友又は通信に關する制限に付ても同様であります。謂ゆる適當と認むる條件のなかには善行保持の誓約その他多くのものがあります。

(二) この附加處分は多くの場合において非轉向者に對して爲されるのでありませうが、必ずしもそれに限定されませぬ。時としては舊同志の執拗なる誘惑に困惑しつつある轉向者を保護する爲めに爲さるることも想象し得るところであります。

(三) 本人がこれ等の制限及び條件に違反した場合に、これに對して特に不利益なる結果を與ふることは豫想して居りませぬ。もつとも本人が假出獄者である場合には、その方面より不利益を蒙ることは固より當然であります。

(四) 思想犯保護觀察法は其の全文を通じて何れの個所にも罰則規定が設けられ



てゐない點に一つの特徴を有してゐるのでありまして之本法が對象者に對する愛護の精神を其の基調としてゐることを示してゐるものと申して宜しいのであります。従ひまして附加處分の如き強制力を伴はずしては目的の貫徹を期し得ないものは、所謂傳家の寶刀として、眞に止むを得ざる場合の外は成る可く之を適用しない方針をとつて參つたのでありまして、實際之が適用せられた事例も極めて稀であつたのであります。然し乍ら其の後豫防拘禁制度が實施せられまして、非轉向者にして再犯の虞顯著なる者に對しましては豫防拘禁の申立を爲さねばならぬことになりました。たから、危険性の濃厚な非轉向者に對しては先づこの附加處分を適用し、其の制限條項遵守の狀況を査察したる上、保護觀察處分を以てしても其の危険性を防止する事が困難なりと認められます場合には豫防拘禁の申立を爲すべきであります。斯くて附加處分は、非轉向者に對し保護觀察處分に依る輔導可能の限界性を認定する上に極めて重要な意義を有する事になつたのでありまして、又對象者に對しましても

豫防拘禁制度を背景に持つことによつて相當其の實効力を期待し得る實狀と相成りましたので、適切な方法に於て之が運用される場合が今後相當多くなつて參るものと豫想される次第であります。

#### 四 保護觀察の重疊的併科、取消又は變更

##### (一) 保護觀察處分の重疊的併科

右に挙げました保護觀察處分は適宜併せて之を爲すことを得るのであります。謂ゆる適宜とは、處分の機能的効果ばかりでなく、併合處分の内容及び時間にも關します。詳言しますれば、

- (1) 主たる處分と附加處分とが併せて爲される事に就ては何等の疑がありません。
- (2) 主たる處分又は附加處分の各種類の間でも、併合可能である限り差支ありません。例へば保護司の觀察に付するものと保護者への引渡又は保護團體等への委

託とは併合して爲し得るのでありますが、これに反して保護者への引渡と保護團體等への委託とは併合不能であります。若し併合不能の處分が同時に爲されたときはその處分は全部無効であり、また、その時を異にして爲されたときは、後行處分だけが無効に歸します。

③ 併合處分は必ずしも同時に爲さるることを要件とせぬ。従つて、先行處分を取消すことなくして後行處分が爲さるる場合には、併合處分として有効であります。

(二) 保護觀察處分の取消

保護觀察處分の取消はその性質上處分の撤回に該當しますから、これに依りて從來の處分行爲が無効に歸することなく、唯將來に向つて處分たるの效力を失ひ、本人に對してその處分の執行を爲すことを得ざるに至るだけであります。而して保護處分の取消は

- (i) 成績良好なる場合
- (ii) 新に刑事訴追を受けた場合

等にこれを爲すべきであります。これに反して、保護觀察處分の對象性が事實上又は法律上消滅した場合、例へば本人が死亡したときの如きは、取消處分を俟たずして保護觀察處分は自然に解消するのであります。

尙右の場合の外本人が

- (i) 豫防拘禁所に收容せられたる場合
- (ii) 治安維持法違反以外の罪に依り禁錮以上の刑に處せられたる場合
- (iii) 入隊、應召、徴用等に依り軍人、軍屬又は之に準ずる身分を取得したる場合
- (iv) 思想犯保護觀察法施行區域外に轉出したる場合
- (v) 居住不明となりたる場合

は本人に對し保護觀察處分を繼續する必要はありましても、法律上又は事實上其の

處分を繼續することが出来ないわけであり、斯る場合には一旦保護観察處分を取消し、保護観察處分の執行を不可能ならしめて居る右の諸事由が消滅した時改めて新に事件を再起する事が出来る事になつて居るのであります。

なほ保護観察處分の併合を爲した場合においては、その併合處分の一部のみを取消すことは可能でありますから、かかる場合には他の取消なき部分に付き執行が制約されるのであります。

(三) 保護観察處分の變更

保護観察處分の變更は先行處分の取消と後行處分の決定とを内容とする處分行爲であります。故に、後行處分は先行處分の取消と同時に爲すべきものであり、時を異にして行はるるも處分變更の意義を全ふしないのであります。従つて又、先行處分の取消前において後行處分を爲すも、ここに謂ゆる處分の變更とならぬのであります。

この處分の變更は、これを合理的に行ふ場合には、その効果は著しいものであります。

(四) 保護観察處分の執行變更

處分の變更と區別せねばならぬものは、處分の執行變更であります。この執行の變更と申しますると、同一管轄において、甲保護司より乙保護司への觀察變更、甲保護團體より乙保護團體への委託變更を爲すが如きをいふのでありまして、専ら監督權の發動を以て行はれるのであります。この執行の變更に際しては、當該執行機關と本人との教化上の符合が特に考慮せられねばなりません。

第四節 保護観察期間

一 原則的期間

保護観察は本人の保護指導を目的とするものでありますから比較的長期に亘るこ

とが本人の利益になるとも見られますし、また、保護観察は保安處分の一類なる點より見ますれば、不定期間これを爲すことが當然のように思はれるのであります。併しながら保護観察はその實質から考察致しますれば、一種の自由制限を内容とする制裁的處分たることに相違ないのでありますから、人權確保の點をも考慮致しますれば、法律上その期間を限定するの必要があるといはねばなりません。少年法の保護観察にしても、少年教護法の教護處分にしても法律上期間を定めて居る所も愛に存するのであります。

しからばその期間の量定を如何にすべきかといふ點になりますと相當考慮の餘地があります。これを刑の執行猶豫・假出獄・満期出獄及び起訴猶豫の各場合に別ちまして、前二者については猶豫期間又は殘刑期に限り、後の二者については個別的に量定すべしとの意見もありません。この見解は純粹理論としては相當價值あるかも知れませぬが、<sup>(イ)</sup>わが國においてこの法律制定を必要とした理由、<sup>(ロ)</sup>一般犯罪における再犯が概ね釋放後二年の期間に犯されて居る實情、<sup>(ハ)</sup>思想犯人に對する保護指導の實績を擧ぐるに要する期間及び、<sup>(ニ)</sup>保護觀察の取消並に更新を認めたこと

等の諸事情を総合しますると、右の四者の處分の間に區別を設けることなく、また保護觀察に付せられたる心境變化の如何によりて異同を設けることなく、一律に一應二年と爲すことを以て最も妥當であると考へた次第であります。

## 二 隨時取消の認容

併し、保護觀察に付した後において本人の思想の完成・生活の確立等によつて、最早保護觀察に付して置くの必要なしと認むる場合においても、依然として二年の間保護觀察に付して置くことは無意味でありますし、本人の自由に對して不當な拘束を加へるといふ結果にもなりますから、保護觀察所は隨時これを取消すことを得るのであります。この取消を爲すに當つては保護觀察審査會の審議を求むるの必要はありませぬ。

## 三 期間更新の認容

保護觀察に付せられた者が二年を経過しても、依然として思想の完成又は生活の安定を得られない場合に於いては、更にこれを更新してよろしいのであります。期間更新の要否に付きましては、對象者の思想並に生活狀態が認定の主なる基準とな

りますことは申す迄もありませんが、尙同時に其の當時の社會情勢の動向といふものも認定上の大きな制約となる事は當然でありまして、従つて現下の如き戦時にありましては、平時の場合に比して其の基準が一層嚴格なることを要するものと思はれます。尙豫防拘禁制度が實施になりましたからは、豫防拘禁の請求が保護觀察處分繼續中の者に對してのみ許されてゐる點に鑑み、其の要否決定には一層慎重な考慮を必要とするに至つたわけでありませぬ。此等の諸點から見ても現下の如き非常時局の下にあつて思想轉向の不充分な者に就きましては、二回、三回と更新が重ねられる場合も當然有り得る次第であります。もつとも期間の更新は、人權に影響を及ぼすこと大でありますから、之を爲すに付ては更に保護觀察審査會の決議を経ねばなりません。

#### 四 保護觀察期間の弾力性

右の如く、保護觀察期間は、一律に一應二年と致しましたがけれども、一面においてその期間内と雖も隨時取消することを認め、他面においてこれを更新することを許しまして、その間に弾力性を有せしめ、以て法の目的を達成せんことを期した次第であります。

であります。

## 第二章 保護觀察の機關

保護觀察の機關には、保護觀察所・保護觀察審査會・保護團體・寺院・教會・病院及び保護者等を擧ぐることを得ますが、以下保護觀察機關の重要なものに付て説明を加へませう。

### 第一節 保護觀察所

#### 一 保護觀察所の性質

保護觀察所は思想犯保護觀察法に依る保護觀察に關する事務を掌る官廳であります。すなはち、

(一) 保護觀察所は裁判所ではありません。

すなはち、保護觀察所は、民事又は刑事の事件を裁判するところではないのでありますから、裁判所ではないことは明白であります(憲法第五七條、裁、  
構法第二條参照)。

(二) 保護觀察所は純然たる行政官廳でもありません

けだし、保護觀察所が行ふ保護處分は、社會の保安と共に、この處分を受くる思想犯人の保護を目的とするものであります。人身の自由に關係を有するものでありますから、法の繩準に従つて處分を爲すことを要するのであります。されば、法の範圍内において國利民福を増進する爲め自由なる處分を爲す行政とも同一視することを得ないのであります。

(三) 保護觀察所は廣義の司法官廳であります

元來、司法といひ、行政といふも、共に法規の範圍内において行はるる國家作用である點においてはその性質を同うし、これが限界を實質的に肯定することは不可能であるともいへるのであります。たゞわれ／＼は、その内容觀より致しまして、

法規のもとに行はるる國家作用の中で、司法は民事又は刑事上の法律關係に關與するものであり、行政はその他の國家作用を擔任するものであるとの理論を是認することが出来ようと思ひます。この理論に従ひますれば、刑事文化の進化型態として生成したるものが保安處分であり、保護觀察處分はその一環を爲すものでありますから、この點より見ますれば、保護觀察處分は廣義の司法の範圍に屬するものといふことを得ませう。さすれば、この保護觀察に關する事務を掌る保護觀察所は、司法官廳であると斷定して差支ないものといはねばなりません。保護觀察所を司法官廳であると解しますれば、司法の非自由裁量性の觀念が國民的感情を支配致しまする結果、保護觀察處分に對する國民の法治的信賴が自ら聚ることとなりますのみならず、保護觀察處分における個人の自由の擔保たる手續關係の嚴格性が容易に實現し反映する點に向けられるものと信じます。

もつとも、保護觀察所を少年審判所の性質と比較いたしますれば、少年審判所の

方が、幾分か餘計に司法官廳的色彩を有するものといへないでもありませんが、結局は五十歩百歩のものであります。

## 二 保護観察所の構成

「保護観察所ノ組織権限……ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」ることになつて居り(法第一四條)、これに基いて制定せられました「保護観察所官制」(昭和十一年勅令第四百三號)に依りますと「保護観察所ハ司法大臣ノ管理ニ屬シ思想犯保護観察法ニ依ル保護観察ニ關スル事務ヲ掌ル」官廳であります(同令第一條)。

保護観察所の名稱・位置及び管轄地域については、保護観察所官制第七條に依りまして「司法大臣之ヲ定ム」ることになつて居りますが、昭和十一年十一月二十日司法省告示第八十三號により「保護観察所ノ名稱、位置及管轄區域」が定められました(該告示參照)。

## 三 保護観察所の監督

保護観察所は司法大臣の管理に屬して居ります(保護観察所官制第一條)。少年審判所に對する監督と異なつて居る點は、

(1) 少年審判所に對する監督は、司法大臣に於いて便宜と認むるときは、控訴院長及地方裁判所長に之が監督を命ずることを得るのであります(少年法第一七條第二項)、保護観察所は司法大臣の直接監督に服すること

(2) 少年審判所に對する監督權の範圍は、裁判所に對する司法行政の監督と同一でありまして、審判自體に關しては司法大臣に全く監督權がないのであります。これに反して、保護観察所の場合は、保護観察事務自體に關しても司法大臣は監督權を有すること

の二點であります。右の官制において、特に「管理ニ屬シ」と明記した所以であります。

保護観察所の監督系統を如何にすべきかについては、理論上攻究の餘地があり、

保護觀察所官制を起案する際にも深く考慮した問題であります。一部の論者は、輔導官の措置の如何は人身の自由に影響し、本來は裁判を以て臨むべき事項が尠くないことを理由として、輔導官は判事を以てこれに充つるとともに、少年法第十七條第二項と同一の規定を設けて、控訴院長又は地方裁判所長に中間監督権を付與すべきことを高調しました。他の論者は、思想犯保護觀察法は、その希求するところ遠大にして現下の社會情勢に鑑みその運用の如何は國家の治安に關する所が深い、従つて、司法大臣は、現に思想事犯の檢察を當面の任務とし、傍ら銳意思犯人の保護觀察に従事して居る控訴院檢察長及び地方裁判所檢察正をして保護觀察所を監督せしめ、以てその運用の完璧を期し本法所期の目的の貫徹に努むるこそ洵に喫緊の要務であることを主張したのであります。

右に擧げました兩説は、それ／＼一部の眞理を有しては居りますが、しかし、保護觀察所の處分は少年審判所の審判に比較しますと、餘程裁判的色彩が薄いことは

明かでありますし、なほ、わが國における思想犯人に對する保護指導の沿革を見ますときには、主として檢事、殊に思想係檢事がその衝に當つて來たのであります。また、保護觀察處分を實行する上に、警察官憲や職業指導機關や、その他各方面と折衝する上にも、檢察當局に委任した方が便利であることは議論の餘地がありません。斯く觀じて參りますと、寧ろ檢事長又は檢事正に保護觀察所の中間監督を委ねる方が合目的のようにも思はれるのであります。當局は一面この制度の重要性に鑑み、他面において制度の創設勿々であることにも想到致しまして、別に中間監督機關を置くことなく、司法大臣が直接に管理することにしたのであります。

#### 四 保護觀察所の職員

保護觀察所には、所長のほか、輔導官・保護司及書記の職員を置くのであります。輔導官及び保護司は本法において新に認められた官職であります。

##### (一) 所長及び輔導官



(1) 所長

所長は輔導官を以てこれに充つるのでありますが、所長は司法大臣の指揮監督を承けまして、保護観察所の事務を掌理し、所部の職員を指揮監督するのであります。若し所長が事故あるときには、上席の輔導官がその職務を代理致します(官制第三條)。

保護観察所長は、只今のところでは、東京及大阪を除くの外、輔導官は即ち所長といつてもよろしいのでありますから、便宜上輔導官の所で詳しく申上ぐることにしませう。

(2) 輔導官

輔導官は所長たるものを除くの外所長の命を承けて保護観察所の事務を掌るのであります(官制第四條)。

所長たる輔導官は、一切の保護観察事務の指導統制に當るものでありますから、

保護観察所の中樞であり、その代表を爲すものであります。従つて、その職務は極めて複雑多岐に亘つて居ります。試みにその主要なるものを擧げて見ますと

- (イ) 本人を保護観察に付するや否やを決定するに必要な資料を蒐集準備すること
- (ロ) 本人を保護観察に付すべきものに非ずと思料するときは、その旨の決定を爲すべく、これに反し、保護観察に付すべきものと思料するときは、保護観察審査會の審議を請求すること。なほ必要あるときは假處分を爲すこと
- (ハ) 保護観察審査會には審査委員として參加すること
- (ニ) 保護観察審査會において保護観察に付すとの決議を爲したるときは、本人に對する保護観察處分の内容を決定し、これが執行を爲すこと
- (ホ) 保護司を指揮して保護観察處分の執行の適正を圖ること
- (ヘ) 保護観察處分又は假處分の取消又は變更を爲すこと

- (ト) 委託費補給の要否及び補給額を決定すること
  - (チ) その他保護観察所に關する一切の行政事務を掌理すること
- 等であります。

(3) 輔導官の任用資格

輔導官は文官任用令第七條の規定に依り特種の智識技能を有するものとして高等試験委員の銓衡を経て任用せらるるものでありますから、必ずしも國家試験に合格したるものたることを要しないのであります。檢事が輔導官を兼務し得ることとは明白であります。判事は裁判所構成法第七十二條の規定に依り、俸給を受くる他の公務に就くことを得ませぬから、判事は輔導官を兼務することを得ませぬ。この點に於て輔導官は、判事兼任を認むる少年審判官と異なるのであります。(少年法第三條參照)

(二) 保護司

(1) 種類

保護司には専任保護司と囑託保護司との別があります。

専任保護司は官吏でありまして、その任用については輔導官と同じく文官任用令第七條の規定に依り銓衡するものであります。専任保護司には奏任官たる者と判任官たる者とがあります。(官制第二條參照)

囑託保護司は司法大臣より保護司の職務を囑託せられたるものであります。官吏ではありませんが、刑法に謂ゆる公務員に該當するものでありまして、その中には奏任官の待遇を受くる者と然らざる者とがあります。(官制第五條)

囑託保護司は「思想犯保護観察ニ經驗ヲ有スル者其ノ他適當ナル者」たることを要するのであります。司法省においては、大體左の如き人々に對して保護司の職務を囑託することになつて居ります。

- (イ) 司法省關係としては、司法保護事業關係者・各刑務所教務課長・裁判所又は檢事局職員・辯護士

- (ロ) 内務省関係としては、各道廳府縣の特高關係の警視・警部又は各道廳府縣市における職業課長・國民職業指導所長・社會事業主事・社會教育主事又は道廳府縣市立病院長
- (ハ) 文部省關係としては、各大學又は専門學校の校長・教授又は學生主事等
- (ニ) 民間の人々としては、司法保護事業に理解と同情を有する實業家・大會社の取締役・勞務部長・各道廳府縣における方面委員その他の厚生事業家並に宗教家・教育家等

(2) 保護司の職務

保護司は「所長ノ命ヲ承ケ調査及觀察事務を掌ル」ものであります(官制第五條一項)。すなはち、その職務は、保護觀察の要否を決するに必要な資料を蒐集し、または、本人に對する保護觀察の實行の任に當るものであります。その地位は極めて重要であり、思想犯保護觀察制度がその所期の目的を達し得るや否やは、保護司の

活躍如何に俟つところ多いのでありますから、その責任も又重大であるといはねばなりません。當局において特に「保護觀察所保護司職務規範」を制定し、その職務上の規準を示しました所以のものは、實に保護司の職務の重大なることに想到した結果に外ならぬのであります。

(三) 書記

書記は上司の指揮を承け庶務に従事するものであります(官制第六條)。保護觀察に関する書類の調製を爲すことも、固よりその事務に屬します。

五 保護觀察所保護司職務規範

(一) 保護觀察所保護司職務規範制定の必要

思想犯保護觀察制度の運用上において保護司の地位は極めて重要であります。無論、保護司は輔導官の如く裁判類似の決定を爲すこともなく、また、保護觀察に關する最高の指導的規準を定むるものでもありませんが、常に被保護者——すなはち

本人と接渉し、その思想推移に留意してこれが薫育指導の任に當るほか、保護觀察に關する諸機關と密接なる連絡を保つ必要があるのであります。しかも、被保護者の社會的地位は、大學教授たりし者より勞働者たりし者に及ぶものであり、その思想浸潤の程度にしても、心境變化の態様にしても極めて區々に亘つて居りますから、その指導監督は困難であるばかりでなく、その外部的接觸の範圍も廣汎でありまして、職業指導機關その他の官・公・私の施設又は個人に及ぶものでありますから、保護司の人選には慎重を期し、各方面より適材を求め、これを專任又は囑託として、全國的に保護觀察網を張り、保護觀察の萬全を期した次第であります。而して保護司の保護觀察上の方針を明かにする爲に制定されたものが、保護觀察所保護司執務規範でありますから、同規範は必ずしも微細に亘つて規定は致して居りませぬけれども、保護司に採りては執務上の羅針盤とも稱すべきものであります。

同規範は、第一章總則・第二章調査・第三章觀察・第四章報告に分れ、思想犯保

護觀察の大精神を宣示し、調査及び觀察上主要なる方策を明示したものであります。而して同規範は、保護觀察所の監督者たる司法大臣が保護司に發した訓令であり、保護司の執務に關する内部的の法則でありますから、保護司はその職務を行ふに當りては、他の法令の定むるところを恪守するの外、この規範に遵由せねばならぬことは申すまでもないことであります。

## (二) 保護司執務上の一般規準

### (1) 社會學的智識の涵養

思想犯人は、もと／＼國體を變革し又は私有財産制度の否認を目的とする運動に従つた者でありますし、社會問題について一般人よりも深い關心を持つて居るのが常でありますから、これが保護指導の任に當る保護司も亦これらの事項に關する智識を有することが肝要であります。規範第二條に「保護司ハ我が國體ニ關スル明徴ナル觀念ヲ把持スルト共ニ社會狀勢ノ推移、人心ノ趨向ニ留意シ之ニ關

スル適正ナル認識ヲ有スルコトニ努ムベシ」と規定した所以であります。

(2) 人格的薫化

保護司は右(1)に述べました社會學的智識を有することも必要であります。これより更に必要なことは道義的權威を有することであり、本來思想犯教化の目的は思想犯人を日本人的自覺に還元せしむることにありますから、その教化方法の要諦も理論的・學識的方法よりも、寧ろ人格的薫化に依り、本人に潜在する國民的性情を顯現せしむる點にあるのであります。從來の思想犯教化の實績に徴しましても、指導者の實踐に依りその人格が思想犯人に反映して、熾烈なる革命思想懷抱者を翻然轉向せしめた例が尠くないのであります。規範第二條と相俟つて、同第三條に「保護司ハ嚴正ニシテ寛容且明朗ナル態度ヲ以テ職務ニ當リ本人ヲシテ全幅ノ信頼ヲ寄セシムルコトニ努ムベシ」とある所以であります。

(3) 公明正大・懇切丁寧及び祕密確保

職務の公正を保つことは執務の生命であります。輿論に媚び私情に泥むところに適正なる職務執行を期待することを得ませぬ。而して執務に當つては、徒らに職務上の優越感を以て本人に臨むことなく、懇切丁寧を以てこれに接し、春風駘蕩裡に事務を運ぶことは本人を感激せしむる所以の途であります。殊に祕密を嚴守し本人・その家族等の名譽を尊重することも亦本人の更生を圖る上に缺くべからざる事であります。規範第四條にはこの點を規定したのであります(施行令第一條第二項參照)

(4) 共同一致の精神

思想犯保護観察は、その任務が困難なるに加へて、一つの失敗はその波及するところ重大でありますから、その能率の向上を圖る爲には保護観察上の總動員を爲し、各自分擔する職務行爲の間に連絡協調を保つのが必要なるものがあります。規範第五條の規定の精神は實に爰に存するのであります。

(5) 關係各機關の連絡

思想犯保護観察制度は、警察・刑務所・裁判所・検事局・市町村等の諸機関は無論のこと、保護團體・寺院・教會・學校等本人の保護観察に關係あるものと密接なる連絡を保つに非ずんば、その能率を十二分に發揮することを得ませぬ。而してこの連絡は、保護観察所職員一同において努むべきことでありますが、特に保護司において注意すべきことであります(規範第六條参照)。

(6) 受託機關の調査

本人を委託すべき保護團體・寺院・教會・病院その他適當なる者については、平素より克く調査し置き、これ等のものが果して思想犯人の委託に適するや、更に如何なる思想犯人の委託を爲すに適するやを直に判斷し得る様に注意して置くことが肝要であります。規範第七條の規定ある所以であります。

(三) 調査上の心得

調査は主として専任保護司がこれに當り、囑託保護司は寧ろ例外としてこれに當

るのが建前であります。併し理論上においては、専任及び囑託の區別なく調査に當り得るものでありますから、保護観察所長は、事務の多寡及び緩急に應じて、囑託保護司に調査を命ずることを妨げないのであります。

保護司の調査上の心得は、右執務規範第八條乃至第十一條に規定するところであります。

(四) 観察上の心得

観察は主として囑託保護司がこれに當り、専任保護司は、寧ろ例外としてこれに當るのが建前であります。これも調査の場合と同じく、事宜により専任保護司をして観察せしむることは少しも差支ないことであります。殊に非轉向者に對する観察などは、専任保護司をして當らしめた方が效果的なこともありませう。要するに観察を受くべき本人の特性を克く考察して、これが保護指導に適當な保護司と認められる以上は、その専任たるを囑託たるを問はないのであります。

保護司の観察上の心得は、右執務規範第十二條乃至第二十二條の規定するところ  
であります。

## 第二節 保護観察審査會

### 一 保護観察審査會設置の根據

治安維持法の罪を犯したる者を保護観察に付する主體は保護観察所であることは  
明白であります。特定人を保護観察に付するの必要ありや否やを決議するものは  
保護観察審査會であります。しからは保護観察所のほかに、此の如き保護観察審査  
會を置く必要が那邊にあるのでせうか。

元來、ある思想犯人を保護観察に付するの必要ありや否やを決することは、觀察  
點の如何によりましては、裁判類似の性質を有するものといへますし、また、この決  
定は往々にして本人の自由を制限することになりますから、十分慎重な態度を以て

これに臨み、苟くも不當に人權を侵犯することあつてはならぬのみならず、一般世  
人をしてその危虞の念をも懐かしめてはならないのであります。その爲めには、保  
護観察の要否を保護観察所の裁量のみによつて決定するよりも、各方面の有識者を  
打つて一丸とした審査會によつて之を決するの優れるに如かないのであります。

さらに、この問題を實際的見地から考察して見ませう。固より保護観察の要否は  
何人が最も克く鑑別し得るやは一概には決定し難いのであります。一般的に見て、  
起訴猶豫の處分を受けた者に付ては、検事が最も克く判断し得るのでありませうし、  
刑の執行猶豫の言渡を受けた者に付ては、検事又は判事が最も克く判断し得るので  
ありませうし、なほ、刑務所から釋放された者、すなはち、假出獄者又は満期出獄  
者に付ては、刑務所長が、最も正確かつ迅速に判断し得るのでありませう。また、  
警察官吏殊に特高方面の人々は、各個人につき、又は一般思想犯情勢に付て普通人  
よりも専門的の智識・經驗を有するものといへませう。さらに、社會一般の思想の

推移、經濟情勢の動向、就職戦線の情勢、學生・労働者の實情又は釋放者の處遇等については、教育家・宗教家・司法保護事業家等の民間・官界の人々の意見を聴取するの必要が多々あらうと存するのであります。

右に述べました諸般の事情を綜合致しますると、一面においては、保護觀察の要否に關する決定の迅速・適正、且つ妥當を期すると共に、他面においては、人權尊重の完璧を期せんが爲めには、判事・検事・刑務所長等の司法部内高等官並に警察官吏・辯護士・宗教家・教育家・司法保護事業家等の學識・經驗ある人々を構成員とする審査會を置くの必要があるのであります。この趣旨の下に設けられた保護觀察審査會でありまして、謂ゆる保護陪審又は觀察陪審制度の一形態であり、この審査會の組織及び權限は「保護觀察審査會官制」(昭和十一年勅令第四〇五號)の定むるところであります。

## 二 保護觀察審査會の組織

審査會は、各保護觀察所——すなはち二十二個所にこれを置く(官制第二條)、それは、會長一人及び委員六人より構成され、その外に、四人の豫備委員を置くのであります(同第三條)。これらの會長・委員及び豫備委員は、右に述べました趣旨によりまして司法部内高等官及び學識・經驗ある者の中より司法大臣が命ずるのであります(同第四條)。これらの人々の任期については、諸般の事情を斟酌いたしまして二年としたのであります(同第五條)、勿論期間經過後においてさらに任命することは差支ありません。會長は審査會全般の會務を總理するものでありますから(同第六條)、萬一會長に事故ある場合においては、その代理者を置かねばなりません。この代理者は、會長が委員の中より指名するのであります(同第七條)。

なほ、審査會には書記を置きます。書記は司法大臣が之を命じ、會長の指揮を承け庶務に従事します(同第九條)。

## 三 保護觀察審査會の權限



保護觀察審査會は「司法大臣ノ監督ニ屬シ保護觀察所ノ請求ニ依リ思想犯保護觀察法第一條及第五條ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項」を審議する機關であります(官制第一條)。すなはち、保護觀察審査會の權限は、特定の思想犯人に對して新に保護觀察に付するの必要ありや否やを決議する外、一旦保護觀察に付する旨の決議を爲した思想犯人に對して二年を経過したる後さらに保護觀察を繼續するの必要ありや否やに付ても亦決議するものであります。もとより、これらの決議は保護觀察所の請求を俟つて初めて爲し得るのでありまして、審査會が進むでこれを爲し得ないことは勿論、思想犯人において直接に審議を求むることを得ませぬ。併しながら、審査會は本人を保護觀察に付するか否かといふ最も緊要なる事項に付保護觀察所の意見如何に拘はらず独自の立場に於いて之を決定する權能を有して居るものでありますから、その使命たるや極めて重大であり、決議の正否の及ぼす影響亦甚大であるといはねばなりません。衆議院委員會において思想犯保護觀察法案可決の際「政

府ハ保護觀察委員會ガ本法第一條及第五條ノ決議ヲ爲スニ當リテハ慎重ナル態度ヲ採リ苟モ怨嗟ノ聲ヲ聞クガ如キコトナキ様努力スベシ」といふ附帶決議を爲した所以のものも實に爰に存するものと考ふるのであります。

#### 四 保護觀察審査會の會議

審査會の會議は、會長及び委員を併せ五人以上出席しなければ、開く譯に參りませぬ。なほ、審査會の議事は出席者の過半数によつて決せらるるのであります。若し可否同數なるときは會長が之を決するのであります(官制第八條)。會長は可否同數なる場合に決定權を有することは、右の規定に照し明かでありませんが、この決定權の外に會議に列して議決權をも行使することを得るのであります。

#### 五 その他

保護觀察審査會官制に規定するものを除くの外、審査會に關し必要なる事項は、司法大臣が定むることになつて居ります(官制第一〇條)。これは寧ろ實際の運用にまつのが

事務の圓滑を圖る上に都合よいこともありまから、現在のところでは別に命令を出してゐないのであります。

### 第三章 保護観察に關する手續

保護観察に關する手續は、これを、保護観察に付する手續と、保護観察の執行に關する手續とに細別し得るのであります。これらの手續の詳細は、思想犯保護観察法施行令第三條以下の規定するところでありま。

#### 第一節 保護観察に付する手續

##### 第一 保護観察所の事件の受理

#### 一 一般

保護観察所が事件を受理するのは、關係官廳より通知を受けたる場合、保護観察所自體において認知したる場合及び他の保護観察所より移送を受けたる場合であり

ます。尙例外的な場合として、保護観察處分を繼續する必要があるに拘らず法律上又は事實上其の處分を繼續すること不可能なる事由發生せる爲其の處分を取消し又は保護観察處分の期間を満了せしめたる後右事由が消滅するに至つた様な場合には改めて新に事件を再起し、保護観察所に於いてこの事件を新に受理することが出来る事になつて居ります。左に各項に就て説明致しませう。

#### 二 關係官廳より通知を受けた場合 (通知に依る受理)

##### (一) 通知すべき場合

「思想犯保護観察法第一條ニ定ムル事由ノ生ジタル場合ニ就テハ關係官廳ハ其ノ事由ヲ本人ノ所在地又ハ歸住地ヲ管轄スル保護観察所ニ通知」(施行令第三條)せねばなりません。すなはち、本人に對し、刑の執行猶豫の言渡があつた場合、起訴猶豫の處分があつた場合、本人が刑の執行を終り、または假出獄を許された場合においては、關係官廳は、なるべく速に、そのことを保護観察所に通知するの義務を有するので

あります。この通知については、昭和十一年十二月七日「思想犯保護觀察法施行令第三條ノ通知ニ關スル件」といふ訓令がありますから、この訓令によつていまいしく説明を加へませう。

(二) 關係官廳

右に謂ゆる關係官廳と申しまするは、本人に對し刑の執行猶豫の言渡があつた場合には、その言渡をなした裁判所、本人に對し訴追を必要としないため公訴を提起しない場合、すなはち、起訴猶豫の處分が爲された場合においては、その處分を爲した検事局であり、さらに、本人が満期出獄を爲し、または假出獄を許された場合においては、その釋放を爲した刑務所であります(訓令第(一)條)。而して、思想犯保護觀察法の施行以前に右の事由が発生した場合においても、通知を爲すべき關係官廳は、右に述べた通りであります。唯刑の執行猶豫の言渡があつた場合には、關係記録その他の書類が検事局にあります關係上、言渡を爲した裁判所に通知義務を負擔させま

すことは、かなり困難な事情もありますので、この場合に限つて關係官廳は、その言渡を爲した裁判所の検事局と致したのであります(同第(三)條)。

(三) 通知すべき時期

關係官廳が、これらの事由を通知すべき時期については、假出獄の場合については特に規定がありません。假出獄思想犯處遇規程によりますと「刑務所ノ長司法大臣ニ對シ假出獄ノ具申ヲ爲シタル場合ニ於テハ速ニ其ノ旨ヲ本人ノ歸住地ヲ管轄スル保護觀察所ニ通知スベシ假出獄ノ許可アリタル場合亦同ジ」と規定されてゐまして、假出獄の場合においては、刑務所の長は、假出獄の上申を爲した場合と、假出獄の許可があつた場合の二度に、それ〴〵速に通知せねばなりません。ただし、かくすることによつて、保護觀察所においては、豫め本人の保護觀察に必要な準備を整へ保護の萬全を期することが出来るのであります。

假出獄以外の場合については、通知の時期について別段の規定がありませんが、

通知義務を認めた趣旨に照しますれば、その事由の發生の都度遲滞なくこれを爲すべきものといはねばなりません。殊に満期出獄の場合においては、本人が出獄する時期も明白に判つてゐることであるし、本人の保護観察についての準備を整へる必要から見ても、本人の満期約一月前位に豫め通知して置いたならば、保護観察所に對して好都合だと考へます。

(四) 全部通知の原則

關係官廳は、第一條の定むる事由の生じた場合に於いては、必ずその全部を通知すべきものでありますから、關係官廳の意見によつて、ある事件は通知し、ある事件は通知を省略するといふように選擇の自由はありません。いはゆる全部通知の義務があるのであります。しかしながら、本法施行前に第一條に定むる事由——刑の執行猶豫の言渡・起訴猶豫の處分・假出獄及び満期出獄は、かなりの數に達して居りまするし、これをしも細大漏らさず通知せしむるといふことになりましたれば、關

係官廳はかなり煩瑣な思をせねばなりません。中には長い期間内に思想の完成と生活の安定を得たものもありますので、これ等の事情を斟酌致しまして、思想犯保護観察法施行令の附則に「本令施行前ニ思想犯保護観察法第一條ニ定ムル事由ノ生ジタル場合ニ於テハ第三條ノ規定ニ依ル通知ハ關係官廳必要アリト思料スル者ニ付之ヲ爲スヲ以テ足ル」と規定致しまして、關係官廳に選擇の自由を與へ、關係官廳において保護観察が必要だと思料したものだけを通知せしむることにしたのであります。

(五) 通知事項の内容

關係官廳が通知を爲す場合には、「保護観察ニ關スル意見ヲ附シ」且「犯罪事實ノ要旨其ノ他參考ト爲ルベキ資料ヲ添附」せねばなりません(同第三條第二項)。ここに謂ゆる「保護観察ニ關スル意見」の中には、(1)本人を保護観察に付するの必要ありや否や、(2)若し付するの必要ありとせば如何なる内容の保護観察に付すべきや、さらに進ん

で、(3)本人に對して假處分を爲すの必要ありや否や、の點をも包含するのであります。而して右に述べました「思想犯保護觀察法施行令第三條ノ通知ニ關スル件」に依りますと、右の内(1)の意見は必ず附すべきものであり、(2)と(3)の意見は關係官廳において必要ありと認むる場合に限りこれを附するを以て足るのであります(同第二條第二項)。いづれにしましても、關係官廳の意見は、客觀的に見て、保護觀察の要否並に内容を決定する上に高度の價值を有するものであり、保護觀察所としても、これを尊重して事件處理の適正を期すべき立場にある次第でありますから、關係官廳も、これらの事情を考慮して最も適確な意見を附せねばなりません。

つぎに、「犯罪事實ノ要旨其ノ他參考トナルベキ資料」については、その様式が一定されて居ります。参考となるべき資料として注意すべき事項は、本人の思想の推移及び生活の方針であり、特に思想の推移については、現在の心境、就中、轉向・非轉向・準轉向の區別及び轉向の動機を、詳細かつ正確に記載することが緊要であ

ります。

#### 六) 通知を受くべき保護觀察所

關係官廳よりの通知は「本人ノ現在地又ハ歸住地ヲ管轄スベキ保護觀察所」に爲さねばなりません。謂ゆる本人の現在地とは、主として、起訴猶豫及び刑の執行猶豫の場合において、その處分又は言渡當時に於ける本人の現在地を指すのであります。また、本人の歸住地とは、主として、満期出獄及び假出獄の場合において、本人が刑務所長に對し歸住すべき地として告知した所をいふのであります。

#### 三) 保護觀察所において事由を認知した場合 (認知に依る受理)

保護觀察所は、關係官廳の通知を受くることなくして保護觀察に付すべき者あることを認知することがあります。その認知するにいたつた原因は種々ありませう。或は關係官廳の通知が著しく遅延した場合、もしくは本人が關係官廳に通告した歸住地に還らずして他の土地に彷徨して居る場合において、保護觀察所が本人の願出、

保護者その他の人々の通告によつてこれを認知することもあれば、或は又事件の調査・観察または警察官署との連絡に際してこれを認知することもあります。或は、保護観察所において、一旦は保護観察に付するに足らざるものと思料して保護観察審査會の審査を請求しなかつた場合において、その後の本人の思想・行動に照して保護観察に付するの必要ありと認むる場合もあります。殊に、本法施行前に起訴猶豫の處分その他の刑事處分を受けた者については、保護観察所の認知によつて端緒を得ることが必ずしもすくなくないと考へます。

少年審判所における事件の受理の割合を見まするに、検事または裁判所より送致せられる場合よりも、少年審判所において保護少年を認知した場合が遙に多く、その件数は實に少年保護事件の過半數を占むるのでありますが、思想犯の場合においては、規定の建前から見ましても、關係官廳の通知によるのが原則であり、保護観察所の認知によるのが、寧ろ例外であります。

#### 四 他の保護観察所より處分未済事件の移送があつた場合（移送に依る受理）

保護観察所事務章程第五條に依りますと、「保護観察所ハ保護観察ニ關スル事務ニシテ他ノ保護観察所ニ於テ處理スベキヲ適當ナリト認ムルモノアルトキハ之ヲ其ノ保護観察所ニ移送スルコトヲ得」るのであります。従つて、處分未済の事件について、本人が他の保護観察所の管轄内に住居を變更した場合においては、この規定に依りまして事件の送致を爲すことが出来るのであります。勿論、保護観察所はそれぞれ独自の管轄區域を有するものでありますが、この管轄區域は民事または刑事の管轄區域に比しますると稍々寛大な意義を有するものであり、特に事件處理の便宜の爲めに一應の管轄區域を定めたものといつても過言でないのでありますから、保護観察所においては、事件の内容により、この事務章程の規定を活用されるならば、事務の簡捷上は勿論、本人の指導監督上においても圓融無碍の効果を發揮することを得るものと信じます。

他の保護観察所が處分未済の事件を、その本人居住の保護観察所に移送することは畢竟右に述べました通告の一形式とも見られるのでありますが、事務簡捷といへる實益は加はるのであります。

五 事件を再起したる場合（再起による受理）

保護観察處分が期間の満了又は處分の取消しに依つて終了した時は、更に新たな治安維持法違反の罪を犯したのでなければ、同一本人を再び保護観察に付する事が出来ないのが原則であります。保護観察處分を繼續する必要があるに拘らず本人が

- (一) 豫防拘禁所に收容せられたる場合
- (二) 治安維持法違反以外の罪に依り禁錮以上の刑に處せられたる場合
- (三) 入隊、應召、徵用等に依り軍人、軍屬又は之に準ずる身分を取得したる場合
- (四) 思想犯保護観察法施行區域外に轉出したる場合
- (五) 居住不明となりたる場合

等におきましては、法律上又は事實上其の處分を繼續する事が不可能となりますので、斯る場合の事件の處理方法として昭和十七年十一月司法省保護局長通牒保第五五〇號は、一旦其の處分を取消し又は保護観察處分の期間を満了せしめたる上、其の後に於いて曩に保護観察處分を繼續する事を不可能ならしめたる事由が消滅するに至つた時改めて新に事件を再起することが出来る旨の例外的取扱ひを認めて居るのであります。保護観察所が斯る場合の所謂再起事件に就き再び保護観察を開始する爲には改めて保護観察審査會の審議を経なければならぬのはもとより、其の他の手續に就ても前述の三つの場合と何等異なる處はないのであります。

第二 事件の調査

一 一般

保護観察所が、以上述べました原因によりまして事件を受理したときには、本人

はこれを保護観察に付するに足るべきものであるか否かを決するに必要なる資料を蒐集精査致さねばなりません。無論、保護観察所が事件を受理した場合においても、處分不開始の措置を採らねばならぬことが明白であるときには、後に述ぶる措置に出づるの外ないのでありますが、然らざる限り、次の手續により速に事件の調査に著手すべきであります。

## 二 必要事項の調査

### (一) 調査事項の範囲

調査すべき事項の範囲は「本人ノ經歷、境遇、性行、心身ノ狀況、思想ノ推移其ノ他必要ナル事項」であります(施行令第四條)。ただし、本人の爲した行爲や本人の一身上に關する全事情を調査しない限り、本人を保護観察に付すべきか否かに關する適切なる判断を爲すことが出来ないからであります。その詳細は司法省において定めた用紙があります。而して保護司はこの調査カードに従ひ、調査記載すべきであります。

が、その調査は機械的形式的に墮することなく、内容豊富にして生き生きしたる調査を全紙面に躍動させねばなりません。

右に挙げました調査事項の個々について簡単に説明しませう。

#### (1) 經歷

本人の過去の生活史であります。生育關係・職歴・兵役關係・學歷・成績及び社會的地位等の調査が必要であります。

#### (2) 境遇

本人の生活環境であります。(イ)家庭關係の良否、特に家族關係・生活狀態・本人と家族間の感情關係・家庭の信仰、(ロ)交友關係の良否、特に非轉向又は準轉向の友人の有無、(ハ)親族關係、(ニ)場所的關係、(ホ)職業・雇傭關係等が含まれるのであります。

#### (3) 性行



畢竟本人の性質・素行を意味するのであります。特にその長所・短所・習癖に關する調査を爲すのであります。

(4) 心身の狀況

精神及び身體の狀態を意味するのであります。智・情・意の發達狀態、過去及現在における健康狀態、素質の遺傳關係等を含むのであります。

(5) 思想の推移

調査事項中最も肝要なことでありまして、思想の推移及び現在の心境を意味するのであります。思想の推移としては、思想浸潤の程度・變化の時期・動機・その後の思想及び行動の推移狀況を調査すべく、現在の心境としては、轉向の有無・程度、轉向者に付ては、轉向の時期・動機竝に狀態等を調査することが必要であります。

(6) その他必要なる事項

(二) 調査

(1) 調査の任に當る者

保護観察所は、右に叙べた調査を爲すに當り、主として特定の保護司に命じて爲さしめる(令第五條)。しかしながら、輔導官自らこれ等の調査に當ることは、少しも支障ないこととあります。調査に當る保護司は専任であると囑託であるとを問ひませぬから、事宜に應じてそのいづれかを命ずべきであります。實際においては原則として専任保護司をして調査に當らしめ、囑託保護司は主として觀察に當らしむべきものであります。保護司は、「調査を爲スニハ敏活ニシテ機宜ヲ失ハズ周密ニシテ遺漏ナキヲ期」すべきものであり(執務規程第八條)、なほ「調査ヲ終リタルトキハ意見ヲ附シ之ヲ保護観察所ニ提出」せねばなりません(同第一〇條)。

(2) 保護者・保護團體に依る調査

保護觀察所は、保護司に命じて調査を爲さしむる外、事實の取調については、

本人の保護者にこれを命ずることを得るし、なほ、保護團體に對しても、右の調査を委託することを得るのであります(令第六條 第一項)。すなはち、保護者には調査についての命令を爲し得るのでありますが、保護團體には單に調査の委託を爲し得るに止まるのでありますから、保護團體がこれに應ぜない場合には致方がありません。しかし、保護團體は漸次公法的性質を有して參つて居りますから、正當の事由ある場合を除くの外、委託を拒絶し得ないものとも解せねばなりません。なほ保護者は本人の保護監督上の立場からして、また、保護團體はその従ふ事業の性質からして、それぞれ處分を爲す上に「參考トナルベキ資料ヲ差出スコトヲ得」るのであります(同條第二項)。

(3) 參考人に依る調査

保護觀察所は「參考人ニ出所ヲ命ジ調査ノ爲必要ナル事實ノ供述又ハ鑑定ヲ爲サシムルコトヲ得」るのであります(令第七條 第一項)。思想犯保護観察法施行令において、

その供述または鑑定を爲す者を證人または鑑定人といはずして特に參考人と稱した所以のものは、刑事訴訟法または民事訴訟法において宣誓を爲さしめた上事實の供述または鑑定を爲さしむる者と區別せんがためであります。この參考人は出頭の義務があり、また誠實を陳述すべき義務を負ふのでありますが、若しその義務に違反して出頭しなかつた場合、または虚偽の陳述を爲した場合の制裁については、本法上別段の規定がありませんから、單に警察犯處罰令における一般規定(第三條 第八號)の支配を受くるに止まります。

參考人は「命令ノ定ムル所ニ依リ費用ヲ請求スルコトヲ得」ます。ただし、參考人は法律上出頭の義務を有するものでありますから、これに對して必要なる費用を與ふるものが相當だからであります。昭和十一年司法省令第三十六號保護觀察費用規則が、右に謂ゆる「命令」に該當致します。

(三) 調査方法

保護觀察所や保護司が、必要なる事項の調査を爲すについて注意すべき一二の規定があります。その一は、本人同行に關するものであり、他の一は、公務所又は公務員に對し囑託その他補助を求むることに關するものであります。

(1) 本人同行

保護觀察所は「必要アルトキハ保護司ヲシテ本人ヲ同行セシムルコトヲ得」るのであります(法第八條)。思想犯保護觀察法は少年法の規定(第三條第六條)と異りまして、本人の保護指導に必要な以上何時にても同行することを得るのであります。無論、必要なる事項調査のためにも、本人を同行することを得るのであります。ここに謂ゆる「同行」と申しますのは、俗に承諾同行を意味するのではなく、本人の意思如何にかかはらず、本人を強制して同行することを意味するのであります。従つて、同行の爲め必要な場合においては、警官の補助を求むることを得るは勿論(法第九條參照)、已むを得ざる場合においては、捕繩をかけて同行することを爲し

得るのであります。しかしながら、思想犯保護觀察法自體が、一の輔導思想を基調とする法律であり、従つて、調査に際し本人に強制力を以て臨むが如きことは成るべくこれを避けねばならぬことでもありますから、同行權を濫用すべからざるは勿論のこと、萬已むを得ざる事情の爲め同行權を行使する場合においても、その方法の適切妥當なるを期せねばならぬことは當然であります。結局同行權は、性格的非轉向者の如く、暴力を以て反抗する者などに對して、例外的に行使すべきものであります。同行したときはこれを保護者に通知せねばなりません(令第一條五條)。

(2) 公務所又は公務員に對する調査の補助要求

保護觀察所及保護司は「其ノ職務ヲ行フニ付公務所又ハ公務員ニ對シ囑託ヲ爲シ其ノ他必要ナル補助ヲ求ムルコトヲ得」るのであります(法第九條)。従つて、保護觀察所や保護司は、右に叙べました必要事項の調査については、裁判所・検事局・刑務所・各道廳府縣廳・警察署等の官廳は無論のこと、各市町村役場・自治團體・

國民職業指導所その他の公務所及び公務員に對して、身分證明・身上調査その他必要なる事項の調査について援助を求め得るのでありまして、援助を求められた公務所及び公務員は、これに應ずるの義務があるのであります。殊に、法律においてこの規定を置きました結果、自治團體と雖も、右の義務を負担することになるのであります。

ここで問題となりますのは、保護觀察所又は保護司は、檢事局に對して不起訴記録の取寄を請求することを得るか否かといふ點であります。刑事訴訟法の規定に依りますると「訴訟ニ關スル書類ハ公判開廷前ニ於テハ之ヲ公ニスルコトヲ得ス」(第五條)となつて居ります。かかる規定を置きました所以のものは、公判の辯論以前の手續については、被疑者・被告人その他訴訟關係人を保護せんが爲めに一般公開の主義を採らないのであります。しかるに、各般の調査その他の書類は、公判開廷前に謄寫されることが多いのでありますから、訴訟關係人その他謄寫し

たる書類を閲覽した者がこれを公にすることがあるかも知れませぬし、もし、これを公にしたため、出版物を以て無責任の批判を加へ世人をして豫斷を懷かしむるに至つたならば、その弊害は測り知るべからざるものがありますので、法を以てこの弊害を杜絶するために外ならぬのであります。だから、本條は結局本人の利益を確保し、判斷の公正を期することを目的とするのであります。従つて、裁判所においては、刑事竝に民事の訴訟事件に不起訴記録の取寄を許して居ないのであります。

いま思想犯により起訴猶豫の處分を受けた者がある場合に、保護觀察所は、その記録の取寄を請求してよろしいかどうかを検討して見ませう。まづ、(イ)保護觀察所は本人の將來を保護するの目的を以てその保護の適正を期せんが爲めに記録を取寄せんとするのであります。(ロ)右の記録を閲覽する者は保護觀察所の職員だけであり、これを法廷に證據書類として顯現するのとは大いに趣を異にする

のであります。(ハ)また、起訴猶豫者に對する諸般の情狀を知るには、記録を精査することが最も捷徑であり、又正確でもあります。(ニ)況んや、思想犯保護觀察法においては、特に公務所及び公務員に對する囑託その他の補助の規定を設けて居るのであります。かく觀じて參りますと、思想犯保護觀察法第九條は刑事訴訟法第五十五條の例外規定を設けたものであり、保護觀察所は、檢事局に對して不起訴記録の取寄を請求し得るものといはねばなりません。しかし、實際問題としては檢事局において不起訴記録取寄の請求に應ずると否とに拘はらず、保護司が檢事局に赴きその記録を調査するといふ方法を探るのが、穩當な方法でありまして、實際には専らこの方法によつて處理されて居る現状であります。

(四) 調査の結果

(1) 一般

保護觀察所が事件の調査を遂げた結果、保護觀察に付すべきものに非ずと思料

する場合もあれば、その反對に、保護觀察に付すべきものと思料する場合もあります。更に他の保護觀察所に移送すべきものと思料する場合もあります。而してこれ等は保護觀察所長の決裁を俟つて初めて外部的に效力を發生するものであることは言を俟ちませぬ(施行令第 八條參照)。そのいづれの場合であるかによつて取扱を異にいたしますから、以下簡単に説明致しませう。

(2) 保護觀察に付すべきものに非ずと思料したる場合

本人に對して保護觀察に付する必要なしと思料した場合には、保護觀察所は、「保護觀察審査會ノ審議ヲ求メズ」との決定を爲すのであります(施行令第一四條參照)。而して審議を求めずとの決定を爲した場合には、その旨を本人・保護者及び關係官廳(一〇九頁參照)に通知せねばなりません(令第一四條第一號、第一五條)。

「保護觀察審査會ノ審議ヲ求メズ」との決定は、檢事の爲す起訴猶豫處分と略々同じ效力を有するものでありますから、かの判決などと異なり、何等既判力を有

するものではありません。従つて、保護観察所において、一度審議を求めずとの決定を爲した後においても、若し、本人の思想の動搖又は生活の不安定等の事情により保護観察に付するの必要が生じた場合には、その決定に拘束されることなく、保護観察審査會の審議を請求することを得るのであります。

(3) 保護観察に付すべきものと思料したる場合

この場合には、保護観察所は、保護観察審査會の審議を求めねばなりません。この審議の請求を爲したときは、その旨を本人に通知することを要します(施行令第八條第二項)。ただし本人は自己が果して保護観察に付せらるるや否やについて、痛切なる利害關係を有するからであります。しかし關係官廳に對しては、審議請求の事實は通知することを要しないのであります。ただし、關係官廳に對しては、保護観察審査會の決議又は保護観察所の爲した處分の内容を通知することになつて居りますから(施行令第一四條第一項第二號第三號參照)、それ以前においては、別段通知するの必要を認めません。

かつたのであります。

(4) 他の保護観察所に移送すべきものと思料したる場合

保護観察所事務章程第五條の規定によつて管轄保護観察所へ移送するのであります。

第三 假處分

一 假處分の意義

「第一條ニ定ムル事由ノ生ジタル場合ニ於テ必要アルトキハ本人ニ對シ保護觀察審査會ノ決議前假ニ第三條ノ處分ヲ爲スコトヲ得」(法第六條)るのであります。謂ゆる假處分と稱するものであります。

二 假處分を爲し得る場合

假處分を爲し得る場合については、法律は單に「必要アルトキ」と規定するに止

まつて居りますから、その範圍如何は、この制度の趣旨に照してこれを決定せねばなりません。すなはち、本人の性行・經歷・心境變化の態様又は生活狀態その他の事情に照し、調査の完了又は保護観察審査會の決議を待つこと能はざる場合には、假處分を爲すことが出来るのであります。詳言致しますれば、

- (一) 本人の所在韜晦その他保護観察處分に關する調査に障害を及ぼすべき事情を生じ又は生すべき虞ある場合
- (二) 本人の將來における犯行を防遏する爲猶豫すべからざる場合
- (三) 將來保護観察に付する見込ある者にして、思想の指導又は生活の安定上猶豫すべからざる場合、例へば刑の執行猶豫の言渡を受け、假出獄を許され又は満期出獄したる者に對して、思想の指導又は生活の安定上速に適當の處置を講せざるべからざる場合、及び起訴猶豫の處分を受けたる者にして生活に困窮せる場合の如きは、假處分を爲すことを得るのであります。

要するに、假處分はこれを濫用すべきでないことは勿論であるが、かの刑事訴訟法における強制處分の如く、極めて狹義に、窮屈に解釋し、假處分の適用範圍を局限することは少くとも保護観察制度の本旨に順應せざるものといはねばなりません。

### 三 假處分を得し得る時期

假處分は「第一條ニ定ムル事由ノ生ジタル」時より「保護観察審査會ノ決議」あるまでの間ならば、必要に應じて隨時に爲し得るのであります。問題は、第一條に定むる事由の生ずる以前において、その事由の發生を條件として假處分を爲すことを得るや、といふ點であります。この點の解釋は、假出獄や満期出獄の場合に特に必要あるのであります。假出獄の場合には、刑務所の長は假出獄の上申と同時に、その旨を保護観察所に通知するの義務があり、今日の現狀では、假出獄の上申は、格別の支障ない限り、大體において許可されるのでありますから、保護観察所は、右の通知に接すると同時に、本人の保護観察に關する必要な調査を開始し、なほ事

情に應じて本人を假處分に付する旨の處分を爲し、本人の釋放と同時に保護司が取り、保護團體に委託するなり、保護者に引渡すなりすることになれば、本人も喜ぶであらうし、この制度の趣旨も生きてくる次第であります。このことは、丁度刑事訴訟法上勾留期間の更新を豫め爲して置くのと同一でありまして、私は豫め假處分を爲して置くことは少しも差支ないことであり、この假處分は、第一條に定むる事由の發生と同時に、その效力を生ずるものと考へて居ります。

#### 四 假處分として爲し得る事項

假處分として爲し得る事項は、思想犯保護観察法第三條の處分に限られるのでありまして、同法第四條の處分を爲すことを得ませぬ。従つて、保護観察所は假處分として、

- (一) 本人を保護者に引渡すこと
- (二) 本人を保護團體・寺院・教會・病院その他適當なる者に委託すること

(三) 保護観察所の保護司——専任又は囑託——の觀察に付すること

を得るのであります。しかし處分の完璧を期せんが爲めには、右の(一)又は(二)の處分を爲した場合においては、その處分だけに止めて置かずして、さらに右の(三)の處分をも併科するを可と致します。少年法は、この點についてその旨の規定を置いて居ります(少年法第三七條参照)、本法はこれを運用の實際に委ねたのであります。

#### 五 假處分の取消・變更

假處分は、保護観察所において、何時にてもこれを取消し、または變更することを得ます(法律七條)。しかし、保護観察所において調査の結果、本人を保護観察に付するに足らざるものと思料し保護観察審査會の審議を求めずとの決定を爲した場合に、必ずこれを取消すべきであります。又、保護観察所が保護観察審査會の審議を求めた場合においても、審査會で本人を保護観察に付せざる旨の決議を爲したるときは、保護観察所はその通知を受くると同時に假處分を取消さねばなりません。



## 六 假處分の通知

假處分を爲した場合及びその取消若は變更を爲した場合においては保護觀察所はその旨を、本人・關係官廳(頁參照一〇九)及び本人の保護者に通知せねばなりません(施行令第一四條第三號第一五條)。この通知をしなくとも、假處分やその取消・變更の效力には、何等の影響がありません。

## 第四 保護觀察審査會に於ける審議

### 一 審議の基準となる法令

保護觀察審査會の審議の基準となる法令としては、思想犯保護觀察法施行令第九條乃至第十一條及び保護觀察審査會官制等であります。而して右の保護觀察審査會官制第十條に依りますと、「本令ニ規定スルモノヲ除クノ外保護觀察審査會ニ關シ必要ナル事項ハ司法大臣之ヲ定ム」ることになつて居りますが、いまだ司法大臣におい

て必要な事項を定めて居りませぬ。しかし、この種の審査會については、法規上煩瑣な手續を規定するよりも、寧ろ實際の運用に工夫をこらすことによつて、明朗にして嚴正・公平な判断を期待することを得るものと考へますから、今後においてもこれ以上に格別の規定を設けるの必要がないように思ひます。

### 二 保護觀察審査會の構成

この點については、さきに説明いたして置きました(頁參照一〇四)。

### 三 保護觀察審査會開催の場所

保護觀察審査會を開くべき場所については、特に明文の徴すべきものはありません。しかし、保護觀察審査會は各保護觀察所に置かるべきものでありますから、種類の事情ない限りは、保護觀察所においてこれを開くべきものであると解釋するの條理に合するものと信じます。しかしながら、保護觀察所の所在地が距離・交通機關その他の事情によつて著しく不便な場合においては、裁判所・検事局その他適

當な場所にこれを開催することは少しも差支ないこととあります。

四 保護觀察審査會の審議の特質

(一) 審議は嚴格なる意義における裁判を爲すものではありません。

保護觀察審査會の審議は、保護觀察所の請求に依つて保護觀察の要否を定むるのではありませんが、これは民事・刑事の判断を爲すものではありませんから、謂ゆる裁判を爲すものではありません。だから、法律上に定めた裁判官に非ざる審査員が審議の任に當り保護觀察の要否を決しましても、それは毫も憲法第二十四條に牴觸するものではありません。

(二) 保護觀察審査會の審議の資料は主として保護觀察所の蒐集したものを基準と致します。

保護觀察審査會は「會長及委員ヲ併セ五人以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ、保護觀察審査會ノ議事ハ過半数ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長

之ヲ決ス」(審査會官制第八條)るのでありますが、この審議においては、必ずしも本人を審訊

するのでもなく、また本人の在席を必要條件と致しませぬ(少年法は反對第四三條第三項、第四四條第二項)。主

として、保護觀察所から送付して來た參考資料によつて判断するのであります。

もつとも、思想犯保護觀察法施行令によりますと、「保護觀察審査會ハ保護司其ノ他適當ナル者ノ出席ヲ求メ其ノ意見ヲ徵スルコトヲ得」るのであります。これは保護觀察審査會において、本人を保護觀察に付するの要否を判断する上に特に必要と認められた場合に、自發的に右に掲げた者の出席を求むるのであります。實際の便宜上保護司の出席を求むべきでしょう。保護司——專任・囑託——や、本人や、その保護者や、保護事業家等は、自ら進むで審査會の席において意見を開陳することは許されないのであります。この點は少年法の規定(第四四條第一項參照)と、よほど相違するところではありません。

(三) 保護觀察審査會の審議は非公開のものであります。

「保護觀察審査會ノ審議ハ之ヲ公行セズ」(施行令第10條)といふことになつて居ります。けだし、思想犯保護觀察制度は、本人の保護に重點を置くものでありますから、多數の傍聴者ある公開の席上において審議を爲すことは、その目的を達成する所以のものでないからであります。併しながら、本人・保護者・本人の親族または保護事業に従事する者その他保護觀察審査會において適當と認むる者の在席は、叙上の趣旨に反せざるものとして之を許してあります(施行令第10條但書)。

(四) 保護觀察審査會の決議に對して不服申立の手段を認めませぬ。

保護觀察審査會は、つぎに叙ぶるが如く、或は保護觀察に付するの決議を爲し、或は保護觀察に付せずとの決議を爲すのでありますが、そのいづれの場合に拘はらず、この決議に對し不服申立の手段を認めませぬ。詳言しますれば、裁判に對する上訴其の他の救濟手段又は行政行為に對する訴願若は行政訴訟等に類似する制度を認めないのであります。これによつて見ましても、いかに保護觀察審査會の職責が

重大であるかが窺ひ知られるのであります。

(五) 保護觀察審査會の議決

(1) 議決の種類

審査會の爲す議決の種類は、積極か消極かの二種類に限定されるのであります。換言しますれば、審査會は、本人を保護觀察に付すべきか、將又保護觀察に付すべきに非ざるか、の二者その一を決議するのであります。而して、保護觀察に付すべき旨の決議を爲した場合において、さらに進んで如何なる種類・内容の保護觀察に付すべきかといふ點については保護觀察所のみがこれを決定する建前になつて居ります。

(2) 議決の拘束力

保護觀察審査會の議決は、その内容が消極的のものであつても、積極的のものであつても、既判力を有し保護觀察所を拘束するものでありますから、保護觀察

所は、右議決の結果を尊重し、これに従つて事を運ばねばなりません。殊に、審査會において「保護觀察ニ付スベキニ非ザル旨ノ決議」を爲したる場合には、この決議は右に述べました通り既判力を有し、その後においては、保護觀察所は同一事項に付き再び審議の請求を爲すことを得ざるに至るのであります。

(3) 議決の形式及び通知

決議は書面を以て爲し、これには理由を附することになつて居ります。右決議とその理由は書面を以て保護觀察所に通知せねばなりません(施行令第一條第二項)が、實際においては決議書自體を送付しますからこれを以て右の通知に代ふるのも一方法であります。

なほ、「保護觀察ニ付スベキニ非ザル旨ノ決議ヲ爲シタルトキ」には、その旨を關係官廳・本人及びその保護者にそれぞれ通知せねばなりません(施行令第一四條第一號、第一五條)。

第五 保護觀察處分の内容決定

一 一般

保護觀察審査會において、本人を保護觀察に付すべき旨の決議を爲し、その旨を保護觀察所へ通知した場合には、保護觀察所は、さきに爲した本人の保護觀察に関する調査又は審査會の決議後に爲した右の事項に関する調査を基礎として、それぞれ本人に適應する保護觀察の處分の内容を決定せねばなりません。その處分は、さきに述べました通り、これを二つに分類することが出来ます。その一は思想犯保護觀察法第三條の規定に依る處分であり、その二は同法第四條の規定に依る處分であります。前者は、本人を保護觀察に付する場合には必ず爲さねばならぬものであり、後者は、必要に應じてこれを爲すを以て足り、必ずしも常にこれを爲すを要するものでありませぬから、前者は保護觀察處分の要素的内容であり、後者は保護觀察處

所は、右議決の結果を尊重し、これに従つて事を運ばねばなりません。殊に、審査會において「保護觀察ニ付スベキニ非ザル旨ノ決議」を爲したる場合には、この決議は右に述べました通り既判力を有し、その後においては、保護觀察所は同一事項に付き再び審議の請求を爲すことを得ざるに至るのであります。

(3) 議決の形式及び通知

決議は書面を以て爲し、これには理由を附することになつて居ります。右決議とその理由は書面を以て保護觀察所に通知せねばなりません(施行令第一條第二項)が、實際においては決議書自體を送付しますからこれを以て右の通知に代ふるのも一方法でありませう。

なほ、「保護觀察ニ付スベキニ非ザル旨ノ決議ヲ爲シタルトキ」には、その旨を關係官廳・本人及びその保護者にそれぞれ通知せねばなりません(施行令第一四條第一號、第一五條)。

## 第五 保護觀察處分の内容決定

### 一 一般

保護觀察審査會において、本人を保護觀察に付すべき旨の決議を爲し、その旨を保護觀察所へ通知した場合には、保護觀察所は、さきに爲した本人の保護觀察に関する調査又は審査會の決議後に爲した右の事項に関する調査を基礎として、それぞれ本人に適應する保護觀察の處分の内容を決定せねばなりません。その處分は、さきに述べました通り、これを二つに分類することが出来ます。その一は思想犯保護觀察法第三條の規定に依る處分であり、その二は同法第四條の規定に依る處分であります。前者は、本人を保護觀察に付する場合には必ず爲さねばならぬものであり、後者は、必要に応じてこれを爲すを以て足り、必ずしも常にこれを爲すを要するものでありませぬから、前者は保護觀察處分の要素的内容であり、後者は保護觀察處

分の附加的内容である、と申すことが出来るのであります。

## 二 第三條の規定に依る處分 (主たる處分)

思想犯保護観察法第三條の規定に依る處分は、前に叙べました通り、三種類あります。その一は「保護観察所ノ保護司ノ觀察ニ付スルコト」、その二は「保護者ニ引渡スコト」、その三は「保護團體、寺院、教會、病院其ノ他適當ナル者ニ委託スルコト」であります。

本人を保護觀察に付した以上は、必ずや右に述べた方法を講じなければなりません。その方法のいづれを採るべきか、すなはち、右三個の方法の一のみを採るべきか、又は二以上の方法を重疊的に採るべきか、については、さきに述べた通りであります。また、その執行方法については後で説明致します。

## 三 第四條の規定に依る處分 (附加處分)

(一) 本人に對して右の第三條の規定に依る處分だけでは不充分と思ふ場合には、こ

れに加へて、第四條の規定に依り「居住、交友又ハ通信ノ制限其ノ他適當ナル條件ノ遵守ヲ命ズルコトヲ得」るのであります。

この第四條の規定に依る處分は、これのみを獨立して本人に命ずることは出来ませぬ。すなはち、本人を保護觀察に付した場合には、必ず第三條の規定に依る處分を爲すべきものであり、この處分はこれのみを單獨にて爲し得るのであります。これのみを以てしては不充分であり、心許ないと考へられる場合に、始めて第四條の規定に依る處分を附加するのであります。

## (二) 居住の制限と注意

第四條の規定に依る處分のなかには、居住の制限もあれば、交友の制限もあり、また通信の制限もあり、その他適當なる條件の遵守もあります。これ等の制限は、そのいづれを見ましても、制限を受くる本人の身に採りましては、大なり小なり相當の苦痛であることは勿論であります。右の諸制限のうちで本人に甚しい打撃を

與へる虞あるものは居住の制限であります、無論時としては居住の制限を受けた結果、悪友よりの誘惑を避けることを得て本人としてはその更生上好都合のこともありませうが、最悪の場合を想像致しますと、居住の制限を受けた爲めに、その生活の基本を奪はれ、又は妻子眷屬との共同生活を破壊されるような結果を生じないとも限らぬのであります。かくては、輔導の精神を基調とする本法の主旨に背反いたしまして、本人に不當なる苛酷を興ふる結果となり、延いては本人の指導教化を達成し得ない結果を招来せぬとも限らぬのであります。従つて、保護観察所は本人に對し居住の制限の處分を爲す場合には、その内容をいかにすべきかにつき特に注意せねばなりません。思想犯保護観察法施行令において「居住制限ノ處分ヲ爲スニハ本人及其ノ家族ノ居住及生計上ノ事情ヲ斟酌スベシ」と規定した所以のものは、實に爰に存するのであります。

#### 四 保護観察處分を爲すの時期

思想犯保護観察法第三條の規定に依る處分は、保護観察所において保護観察審査會よりの通知を受けた後、成るべく速に爲さねばならぬことは事理の當然であります。これに反し、同法第四條の規定に依る處分は、第三條の規定に依る處分と同時に爲すこともあれば、或は第三條の規定に依る處分後において必要ありと思料したときに、始めてこれを爲すこともあります。例へば、當初においては、本人を保護團體に委託するを以て十分であると考へその旨の處分をしたところ、その後の本人の思想及び行動を観察するに、舊同志との交通頻繁であることを發見した場合の如きは、新に文通・居住の制限を爲すの處分に出づるが如きであります。

#### 五 保護観察處分の内容の通知

思想犯保護観察法第三條又は第四條の規定に依る處分を爲した場合には、關係官應（一〇九頁参照）、本人及び保護者に對して、その旨を通知せねばなりません（施行令第一四條第三號、第一五條）。右の通知の形式は一定して居ませぬから、口頭によると、書面によるとを問ひ

ませぬ。

### 第六 保護観察を繼續する場合と準用法條

保護観察期間は一率に二年であるが、事情に依りこれを更新することがあります。この場合においては、「新ニ保護観察ニ付スル場合ニ關スル規定ヲ準用ス」(施行令第 一六條)ることになつて居りますから、保護観察所は、さらに、保護観察審査會の審議を求め、審査會の決議を俟つて保護観察處分の内容を定むることを要しますし、勿論、新に保護観察に付する場合の通知その他の規定も準用される譯になるのであります。これといふのも畢竟本人の權利を尊重し、保護観察處分の萬全を期待するの趣旨に出でた規定に外ならぬのであります。

### 第二節 保護観察處分の執行

#### 一 一般

保護観察所が思想犯保護観察法第三條又は第四條の規定に依り爲しました處分は、終局處分であり、不服申立の途なく、即時に確定致しますから、直にこれが執行を爲さねばなりません(施行令第 一七條)。その執行の標準は、思想犯保護観察法施行令第十八條乃至第二十一條に規定してありますから、以下その梗概を述べませう。

#### 二 本人に對する説示

本人を保護観察處分に付する場合においては、本人に對しその處分の内容を説示し、その將來における更生の爲めに適當なる訓諭を爲さねばなりません。而してこの訓諭を意義あらしむる爲に、成るべく本人を保護教養する責任者又はこれを使命とする者を之に立會はしめ、以て將來における訓諭の實效を確保する方法を講ずべきであります(施行令第 一八條)。併しながら、この立會は希望であつて要件ではありません。ぬから、事情に應じこれを省略しても宜しいのであります。

#### 三 保護司の觀察に付す旨の處分を爲したる場合



保護観察所は、本人の身上調査・参考資料・保護者の意見等によつて、本人の保護指導上に必要な事項を認定するのでありますから、本人を保護司の観察に付する旨の處分を爲した場合においては、保護司に對し特にこの點を指示するのであります（施行令第一九條）。保護司がこの指示に基き觀察事務を行ふ上において注意すべき點に付ては、曩に「保護觀察所保護司執務規範」に關する説明中に述べてあります。

#### 四 保護者に引渡す旨の處分を爲したる場合

この處分は、相當の保護者があるにも拘らず、保護監督上の缺陷その他の事由によつて本人が犯罪を犯した場合がありますから、保護觀察所が保護者に對して本人の身柄を引渡すときには、消極的には本人の不良化を防止し、積極的には本人の向上を促進せしむる上に適切なる保護指導の方法を指示することが必要であります（施行令第三〇條）。而して保護者が、一旦本人を保護觀察所より引取つた以後において、新なる傭主その他の家に住込ましむることも、條件に反せぬ限り差支ないのであります。

すが、當初より本人の監督指導に努力するの意思のない保護者に對して本人を引渡す旨の處分を爲すべからざることには言を俟たないところであります。

#### 五 保護團體・寺院・教會・病院その他適當なる者に委託する旨の處分を爲したる場合

これ等の機關に對する委託は、比較的長期間に亘るのが常でありますから、保護觀察所は、本人の處置待遇、すなはち處遇につき參考となるべき事項を指示して監督指導の任務を委嘱するのであります（施行令第二一條）。而してこれ等の機關に依る處遇は委託に基くものであり、必ずしも峻嚴なる規律の下にこれを行はないことが特徴であります。その處遇の内容は、本人に對する思想の指導・職業指導・健康増進・醫療その他本人の思想の完成と生活の確立を圖る爲めに諸般の方法を講ずることに存するのであります。

#### 六 假出獄思想犯人に對する保護觀察處分の執行

治安維持法の罪を犯したる者が假出獄を許され、かつ、思想犯保護觀察法に依る

保護観察に付せられた場合においては、特に「假出獄思想犯處遇規定」(昭和十一年司法省令第三十五號)によつて取扱はれるのであります。従來は、假出獄を許されたる者に對しては「假出獄取締規則」なるものの適用があり、假出獄期間内は警察官署の監督に服することになつて居たのであります。最近における刑事政策は、漸次警察官署の監督を排除するの傾向を採りつつあります。このことは、假出獄少年について先づ採用され、假出獄少年は少年保護司の監督に服することとなつたのであります。思想犯保護観察制度の實施に伴ひ、假出獄を許されたる思想犯人も亦、警察官署の監督より離れて、専ら保護観察所の監督に服することとなつたのであります。かくて假出獄思想犯人に對する保護観察は、一般の保護観察の外、特に「假出獄思想犯處遇規程」の定むるところに従ひ、これを行ふこととなつたのであります。

### 第三節 保護観察處分の執行に對する監督

## 一 一般

保護観察處分は、單に保護観察所と保護観察の對象たる本人との一面關係ではなくして、本人と保護關係者、保護観察所と保護關係者の關係が加へられて、爰に保護のトリオを形成するのであります。而して、保護観察處分が果して適切であつたか否かは事後の経過を俟つて初めて評價し得るのであり、その適否如何は保護觀察を受くるの指導監督にとりては勿論、その他の思想犯人に對する保護觀察處分の參考ともなり、一般的に見れば犯罪豫防上にも大いに影響あることでありますから、一旦保護觀察處分を執行した後においても、その執行の状況を監督するの必要があるのであります。

この監督方法として、(一)保護觀察所は保護者又は受託者をして保護觀察處分の成績を報告せしむること(施行令第二三條前段)、(二)保護司をして成績を視察し適當なる指示を爲さしむること(同第二三條後段)を規定して居ります。なほ、右の外(三)保護司をして成績を報

告せしめ(同第二四條)、又は、重要な事項を報告せしめ(同第二五條)以て保護観察處分が萬遺憾なく行はれることを期待して居る次第であります。

### 二 保護者又は受託者の成績報告

保護観察所が本人を保護者に引渡し又は保護團體・寺院・教會・病院その他適當なる者に委託するの處分を爲したる場合においては、保護者又は受託者に對して成績報告を求むる權利を有するのであります(施行令第一二三條)。すなはち、

#### (一) 報告提出義務者

本條に依り監督を受くる者は保護者と受託者であります。本條が保護司の觀察に付て成績報告の規定を置かないのは、保護司は本人の成績を觀察し報告するのが職務でありますから、特に規定する必要を認めなかつたのであります(執務規程第一二一條參照)。

(二) 成績報告の度数及び内容は保護観察所の定むる方法に従つて爲さねばなりません。

### (三) 成績報告の影響

保護観察所は、この成績報告に基き、本人に對する指導監督の方針を決定するのでありまして、この報告こそは、保護観察處分の取消・變更又は次に述ぶる保護司の指示を爲す上に貴重なる資料となるのであります。

### 三 成績視察及び指示

(一) 本人を保護者に引渡し又は保護團體等に委託した場合には、保護が比較的寛大であります爲め、その方法の如何によつては、保護の適切を期待することが困難でありますから、この點を顧慮致しまして、特に監督手段として視察と指示との二つの方法を認めた次第であります(施行令第一二二條)。従つて、保護者又は受託者の保護方法が適當でないことを認めた場合においては、これに對して適當なる保護方法を指示するのであります。

(二) 保護者又は受託者の保護成績を視察し又は適當なる指示を與ふる旨の規定は、

保護司の保護観處虞分をも併せて爲した場合には、その必要がないのでありまして、この規定は、保護司の観察に付せられざる本人に對してのみその必要があるのです。ります。

(三) 視察又は適當の指示を爲すものは、主として保護司であります。が、輔導官においてこれを爲すことは少しも差支ないことであります。

#### 四 保護司の成績報告

##### (一) 報告事項

保護司は保護観察所に對し左の事項に付きその視察したる結果を報告せねばなりません。

- (1) 家庭關係
- (2) 職業の有無及生計狀態
- (3) 健康狀態

(4) 交友關係・通信狀況その他の動靜

(5) 條件遵守の狀況

(6) 思想の推移

(7) 保護者又は受託者の監督指導の狀況

(8) その他参考と爲るべき事項

##### (二) 報告の時期及び度数

これは保護観察所が保護を受くべき本人の心境變化の態様又は生活確立の有無等を參酌して定むるところに従はねばなりません。

#### 五 保護司の重要事項の報告

保護司において思想犯保護観察法第三條又は第四條の規定に依る處分を取消し若くは變更し、又は保護観察を繼續すべき事由ありと思料した場合には、速にその旨を保護観察所に報告せねばなりません(施行令第三五條)。ここでは特に重要な事項に關する